

# 2014年度以降なだらかな増加傾向 肺がんが2022・23年度700件台 2024年度個別周知の影響にも注目

## 16回目の補償・救済状況検証

2005年夏のクボタ・ショックに対応するためのアスベスト問題に関する関係閣僚会合は、同年12月27日の第5回会合でまとめた「総合対策」で、「石綿による健康被害者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した救済制度を実現」するとした。このために翌2006年2月3日に成立、同年3月27日に施行されたのが、石綿健康被害救済法である。

「隙間ない救済」の実現状況の検証は、救済法が施行された当初からその必要性が指摘されてきたにもかかわらず、政府・関係機関による努力はなされてこなかった。

検証作業に使うことのできる死亡年別の補償・救済データについて、環境再生保全機構は当初から公表したものの、厚生労働省がデータを公表するようになったのは、労災認定等事業場名一覧表の公表を再開した2008年度以降のことである。

代わって全国労働安全衛生センター連絡会議が独自に検証を行ってきた(安全センター情報2008年12月号、2010年1・2月号、2010年11月号、2012～2024年の1・2月号参照—今回が17回目となる)。

なお、2011年6月2日に環境大臣に答申された中央環境審議会の建議「今後の石綿健康被害救済の在り方について」は、「労災保険制度との連携強化」として「労災保険制度との連携強化に関しては、石綿健康被害救済制度、労災保険制度等における認定者と中皮腫死亡者との関係等の情報についても、認定状況とともに、定期的に公表していくことが重要である」と指摘した。これを受けて、環境再生保全機構による「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」の平成25年度版から、「各制度における中皮腫の認定等の状況(死亡年別)」という表が一枚追加された。これは、本誌が表8として示しているものと同様の作業を行ったものであり、それが本誌による検証から半年以上遅れて公表されるというかたちになったわけである。

「隙間ない救済」に加えて、「公正な(格差のない)救済」も、重要な検証課題である。

## 隙間なく救済されるべき対象

まず本誌が検証に用いたデータを確認しておく。

- ① 死亡者数—検証作業における分母にあたる補償・救済されるべき被害者数については、中

皮腫はすべてが「隙間なく」補償・救済されるものであるが、罹患者数のデータは得られないため、死亡者数を用いる。具体的には、2024年9月17日に厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課が公表した、「都道府県（特別区－指定都市再掲）別にみた中皮腫による死亡数の年次推移（平成7年～令和5年）人口動態統計（確定数）より」、及び、平成6(1994)年以前については、環境省が救済制度発足時に行った推計方法（表1参照－これは、2010年5月21日の第7回石綿健康被害救済小委員会ではじめて公表された資料である）にしたがった。

石綿による肺がん死亡者数については、表1では、中皮腫の「1.0倍」とされているが、後述するようにこれは少なすぎる。そのため以前は、一昔前に国際的な科学的コンセンサスとされていた中皮腫の「2.0倍」との仮定を使用してきたが、それでもなお著しく低い「救済率」しか達成できていないこともあり、中皮腫の「1.0倍」という仮定を使って「救済率」を検証することに変えた。表1に記載されているように、環境省は「患者数将来推計は改めて行う」としながら、行われていない。表2に示すような国際的努力も踏まえ、中皮腫・肺がん以外のアスベスト関連疾患も含めた、被害の（将来）推計と「隙間ない救済」実現状況の検証は、車の両輪としてともに努力を継続する必要があることを強く指摘しておきたい。

## 検証に使った補償・救済データ

- ② 労災保険・労災時効救済－厚生労働省はクボタ・ショックの後2006年から、毎年6・7月頃に「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（速報値）」を公表するようになっている（2024年は6月19日）。これは、請求・支給決定年度別データであり、「など」とされているのは、労災保険給付のほか、厚生労働省所管救済法に基づく特別遺族給付金（労災時効救済）、船員保険給付のデータも含んでいるからである。一方、年末に上記の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を公

表することも、被害者・家族らの強い働きかけの結果、継続されている（2024年は12月11日）。「確定値」には、死亡年別データが含まれている。

労災保険については、2008年度版から（2004年度分にまで遡及して）びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水に関するデータが追加され、2011年度分から石綿肺の支給決定件数のみが追加されたが、それ以前のデータは公表されていない。公表日の新しいデータを採用し、中皮腫と肺がんについては、本誌が過去情報公開等を通じて入手した過去分のデータも使用した。

必要に応じて、労災保険と労災時効救済を合わせて「労災・時効救済」とよぶ。

- ③ 環境省所管救済法による救済－石綿健康被害救済法による療養者に対する救済（医療費・療養費手当等＝生存中救済）、同法による法施行前死亡者及び未申請死亡者に対する救済（特別遺族弔慰金・特別葬祭料）。環境再生保全機構が毎年公表している「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」（令和5年度版は2024年9月27日公表）及び「石綿健康被害救済制度10年の記録」からもっとも公表日の新しいデータを採用した（結果的に各年度のデータの真の合計と「合計値」に齟齬があるものもある）。未申請死亡者に対する救済は、2008年度になってから創設された。石綿肺とびまん性胸膜肥厚が対象疾病とされたのは、2010年度からであり、良性石綿胸水はいまも対象とされていない。必要に応じて、環境省所管救済法による救済＝生存中救済＋施行前死亡救済＋未申請死亡救済を「環境省救済」とよぶ。

「統計資料」には、平成21年度版から、「労災等」認定との重複分を含めたものと除いたものの二つのデータが示されるようになった。「労災等」とは、労働者災害補償保険制度、国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度、旧3公社（日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社）の災害補償制度、船員保険制度等の「業務に関連して石綿により健康被害を受けた方に対する補償制度」及び救済法に基づく労災時効救済制度（特別遺族給付金）のことで

表1 環境省：対象患者数の推計方法(制度発足当時) 2010.5.21 第7回石綿健康被害救済小委員会参考資料

	制度発足時の推計方法	根拠	評価等
全国の中皮腫患者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>「石綿の使用量170トンにつき1名の中皮腫患者が発生する」と仮定</li> <li>潜伏期間を38年[編注:36年後発病+2年後死亡]と仮定</li> </ul>	Tossavainen氏の論文(2004)(米英独等11か国(日本を含まない)の70年代早期の石綿使用量(単年)と95年以降の中皮腫罹患・死亡者数(単年)のデータを分析し使用量170トンに中皮腫1名との推計をしたもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者数将来推計は改めて行う</li> </ul>
全国的石綿肺がん患者数	中皮腫の1.0倍	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国の職業曝露者に関する報告(1~2倍)や労災制度の認定実績(0.7倍)を参考とした</li> <li>職業曝露以外の者では職業曝露者より肺がん/中皮腫の比は低いと想定されたが、救済制度における曝露状況別の対象割合が不明であったため、仮に1.0としたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肺がんの申請数は少ないため、医療機関への啓発等に引き続き取り組む</li> </ul>
労災と石綿救済法の対象者の割合	中皮腫、肺がんとも5割ずつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>イギリスの業務災害障害給付においては、中皮腫による全死亡者の約5割が対象となっている</li> <li>肺がんについては資料がなかったため、仮に5割とした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救済法中皮腫被認定者の約半数が職業曝露以外の者であり、職業曝露以外の者は職業曝露者より肺がん/中皮腫の比が低いとみられる。このため、肺がんについては、救済制度の割合は5割より小さいと考えられる</li> </ul>

ある。本来は、これらの制度も検証作業に含めたいのだが、必要なデータが系統的に提供されないため、断念せざるを得ない状況が続いている。また、曝露分類や産業別分類等について、環境再生保全機構が2023年3月29日に公表した「石綿健康被害救済制度における平成18~令和3年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」も利用している。

なお、「統計資料」では、「新たな資料が提出された再審査等に基づく処分件数」を含んだものと除いたものが混在しているが、本稿では可能な限り整合性を検証しつつ前者に統一している。

### 他の関係制度によるデータ

他の制度のなかで、船員保険については、厚生労働省が前述の速報値及び確定値の公表に含めており、以前の検証ではそのデータも使った。しかし、件数が少ないことと、認定率や都道府県別データが得られないことから、除外した。2023年度までの累計補償件数は、中皮腫109件、肺がん99件、石綿肺10件、合計218件である。

地方公務員災害補償基金は「石綿関連疾病に係る公務災害の申請・認定件数」、また、人事院は「石綿関連疾病の公務災害認定状況」について、公表・更新しているが、いずれも死亡年別データ等が含まれていない。前者の2023年度までの累計補償件数は、中皮腫103件、肺がん18件、石綿肺3件、その他7件、合計131件。後者の2012~2023年度累計補償件数は、中皮腫12件だけである。

鉄道・運輸機構は「元国鉄職員に対する石綿(アスベスト)を起因とする業務災害補償等認定実績」を公表・更新しているが、死亡年別データ等が含まれていないだけでなく、そもそも年度別に整理されていない。2024年3月31日現在の累計補償件数は、中皮腫271件、肺がん188件、石綿肺52件びまん性胸膜肥厚37件、良性石綿胸水2件、合計550件と、少なくない。

以上に掲げた累計補償件数を合わせると、中皮腫495件、肺がん305件、石綿肺65件、その他46件、合計911件となる。これらを含めて、関係するすべての制度が、「隙間ない救済」の実現状況の検証に必要なデータを、系統的に公表すべきである。

表2 GBD2021及びWHO/ILO2016推計による石綿関連疾患死亡数(日本)

死亡原因(傷病)/リスク要因	GBD2021推計				WHO/ILO2016推計		
	1990年	2000年	2010年	2021年	2000年	2010年	2016年
職業曝露による死亡(A~E)	6,085	9,968	18,048	22,501	9,019	16,234	18,514
中皮腫[A]	498	790	1,333	1,650	691	1,226	1,506
気管・気管支・肺のがん[B]	5,373	8,837	16,134	20,086	8,138	14,754	16,702
卵巣がん[C]	79	124	171	211	120	158	197
喉頭がん[D]	51	74	107	118	70	96	109
石綿肺[E]	84	143	303	436			
肺がん/中皮腫の比率(B/A)	10.79	11.18	12.10	12.17	11.8	12.0	11.1
中皮腫による死亡[F]	541	839	1,388	1,705			
中皮腫(職業曝露以外)(F-A)	43	49	54	55			
職業曝露の占める割合(A/F)	92.4%	94.2%	96.2%	96.6%			
石綿肺による死亡[G]	84	143	303	436			
石綿肺(職業曝露以外)(G-E)	0	0	0	0			
石綿による死亡(B+C+E+F+G)	6,128	10,017	18,102	22,556			

## 救済対象に関する知見

わが国の中皮腫による死亡者数は、人口動態統計で把握できるようになった1995年(暦年)の500人から増加している。2014年にわずかに減少したが、2015年1,504人、2016年1,550人、2017年1,555人と増加した。2018年は1,512人、2019年は1,466人と減少したが、2020年1,605人、2021年は1,635人と再び増加に転じた後、2022年は1,554人に減少したが、2023年は1,595人で、やはり「増加が止まったとみることはできない」。1995～2023年の29年間の累計は32,997人になっている(表8参照)。

中皮腫以外のアスベスト関連疾患の規模を予測する努力が積み重ねられている。世界疾病負荷(GBD)推計は、国際的にもっともよく利用されるもので、各国別の推計結果も入手できる。2024年5月18日に更新された最新のGBD2021による日本についての推計結果は表2に示すとおりである。2021年の石綿による死亡は22,556人と推計されている。

2021年9月17日には、「傷病の労働関連負荷に関するWHO/ILO共同推計 2000～2016年 世界監視報告書」が発表され、各国別データも入手することが可能であり、同じく表2に示した。

いずれも中皮腫死亡者数は人口動態統計データとほぼ同じであり、中皮腫以外のアスベスト関連

疾患の規模感をイメージすることができる。

肺がん/中皮腫の比率について、WHOは2014年発行の「クリソタイル・アスベスト」で「6:1」とし、ILOが2021年に発行した「労働における有害化学物質への曝露と結果としての健康影響:グローバル・レビュー」も、アスベストに関する最新の知見の概要のなかで引用している、しかし、この比率は、GBD2021の世界推計で「7.0:1」、WHO/ILO2016の世界推計では「7.7:1」となっており、また、表2のように、日本については「10」を超えるものと推計されているのである。

さらに、卵巣がん、喉頭がんをアスベスト関連がんに加えることは世界常識となっており、国際機関は他にも関連性が観察されている疾病があることも認めている。補償・救済の対象とされるべきアスベスト関連疾患について、あらためて最新の知見に基づいた検討が必要である。

## 2023年度補償・救済2,500件超

まず、表3と図1-1に、制度別疾病別補償・救済状況、表4と図1-2に、疾病別補償・救済状況の推移を示す。以降、推移を示す図では、環境省救済については、労災等との重複分を含んだ各年度の救済件数を示していることに留意されたい。

補償・救済合計件数は、労災保険制度しかな

## 特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表3 制度別補償・救済状況(全疾病)

年度	労災保険	労災時効救済	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	合計
-94	203					203
95-04	656					656
2005	721					721
2006	1,858	886	799	1,587		5,130
2007	1,063	99	642	324		2,128
2008	1,115	121	708	485	7	2,436
2009	1,071	109	574	628	138	2,520
2010	994	42	643	106	91	1,876
2011	1,105	39	610	73	94	1,921
2012	1,083	167	703	317	118	2,388
2013	1,085	24	639	35	150	1,933
2014	1,080	20	599	13	87	1,799
2015	1,033	20	695	11	109	1,868
2016	1,058	13	786	17	147	2,021
2017	1,039	15	793	10	148	2,005
2018	1,057	31	919	13	194	2,214
2019	1,145	23	785	12	172	2,137
2020	1,060	20	585	8	98	1,771
2021	1,076	31	1,092	22	195	2,416
2022	1,140	170	838	16	203	2,367
2023	1,232	159	929	6	208	2,534
小計	21,874	1,989	13,339	3,683	2,159	43,044
重複			△3,132	△300	△260	△3,692
合計	21,874	1,989	10,207	3,383	1,899	39,352
	55.6%	5.1%	25.9%	8.6%	4.8%	100%

表4 疾病別補償・救済状況(全制度)

年度	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	良性石綿胸水	合計	肺がん/中皮腫
-94	83	120				203	144.6%
95-04	419	234		1	2	656	55.8%
2005	502	213		4	2	721	42.4%
2006	3,733	1,279	44	48	26	5,130	34.3%
2007	1,354	709	4	37	24	2,128	52.4%
2008	1,634	740	8	25	29	2,436	45.3%
2009	1,780	680	4	32	24	2,520	38.2%
2010	1,178	576	34	51	37	1,876	48.9%
2011	1,190	538	82	69	42	1,921	45.2%
2012	1,658	541	89	55	45	2,388	32.6%
2013	1,188	551	85	65	44	1,933	46.4%
2014	1,103	525	81	58	32	1,799	47.6%
2015	1,212	506	64	66	20	1,868	41.7%
2016	1,327	531	86	57	20	2,021	40.0%
2017	1,354	486	59	67	39	2,005	35.9%
2018	1,459	566	68	87	34	2,214	38.8%
2019	1,418	564	55	73	27	2,137	39.8%
2020	1,186	447	48	68	22	1,771	37.7%
2021	1,649	596	65	84	22	2,416	36.1%
2022	1,472	741	63	73	18	2,367	50.3%
2023	1,634	706	72	100	22	2,534	43.2%
小計	28,533	11,849	1,011	1,120	531	43,044	41.5%
重複	△2,952	△682	△10	△48		△3,692	
合計	25,581	11,167	1,001	1,072	531	39,352	43.7%
	65.0%	28.4%	2.5%	2.7%	1.3%	100%	

「重複」は、石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料で「労災等との重複」とされているものである。  
 他の表を含めて、環境省救済は「新たな資料が提出された再審査等に基づく処分件数を含む」数字で統一している。  
 労災保険については、石綿肺の2009年度以前分、びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水の2003年度以前分のデータは入手できていない。  
 びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水が環境省所管救済の対象疾病になったのは2010年度以降であり、良性石綿胸水は対象ではない。

表5 制度別・疾病別補償・救済状況(2023年度末までの累計、重複分除く)

	労災保険			労災時効救済			生存中救済			施行前死亡救済		
	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合
中皮腫	11,465	52.4%	44.8%	1,135	57.1%	4.4%	8,302	81.3%	32.5%	3,218	95.1%	12.6%
肺がん	8,209	37.5%	73.5%	763	38.4%	6.8%	1,680	16.5%	15.0%	117	3.5%	1.0%
石綿肺	833	3.8%	83.2%	86	4.3%	8.6%	36	0.4%	3.6%	38	1.1%	3.8%
びまん性胸膜肥厚	836	3.8%	78.0%	5	0.3%	0.5%	189	1.9%	17.6%	10	0.3%	0.9%
良性石綿胸水	531	2.4%	100%	0	0.0%	0.0%						
合計	21,874	100%	55.6%	1,989	100%	5.1%	10,207	100%	25.9%	3,383	100%	8.6%
	未申請死亡救済			労災・時効救済計(小計)			環境省救済計(小計)			合計		
	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合
中皮腫	1,461	76.9%	5.7%	12,600	52.8%	49.3%	12,981	83.8%	50.7%	25,581	65.0%	100%
肺がん	398	21.0%	3.6%	8,972	37.6%	80.3%	2,195	14.2%	19.7%	11,167	28.4%	100%
石綿肺	8	0.4%	0.8%	919	3.9%	91.8%	82	0.5%	8.2%	1,001	2.5%	100%
びまん性胸膜肥厚	32	1.7%	3.0%	841	3.5%	78.5%	231	1.5%	21.5%	1,072	2.7%	100%
良性石綿胸水				531	2.2%	100%				531	1.3%	100%
合計	1,899	100%	4.8%	23,863	100%	60.6%	15,489	100%	39.4%	39,352	100%	100%

図1-1 制度別石綿健康被害補償・救済状況(全疾病)

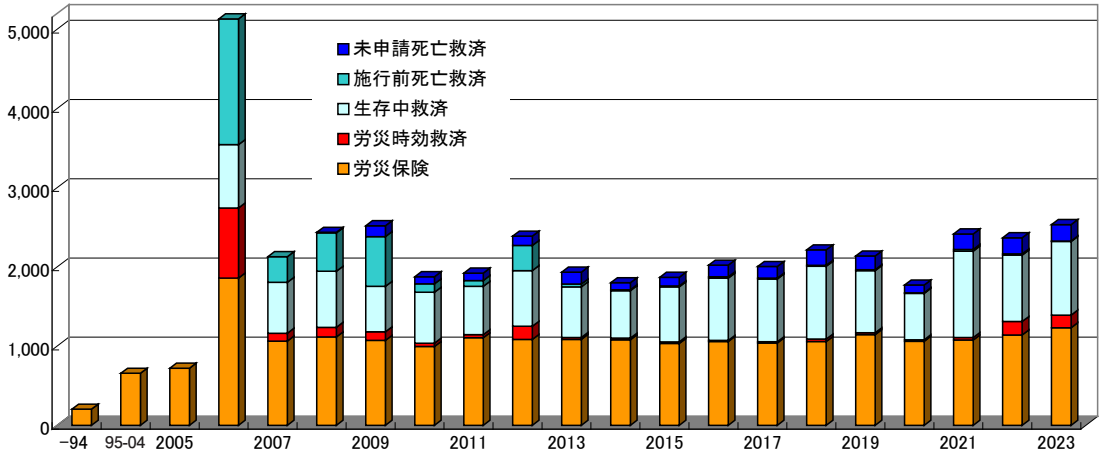


図1-2 疾病別石綿健康被害補償・救済状況(労災・時効救済及び環境省救済)

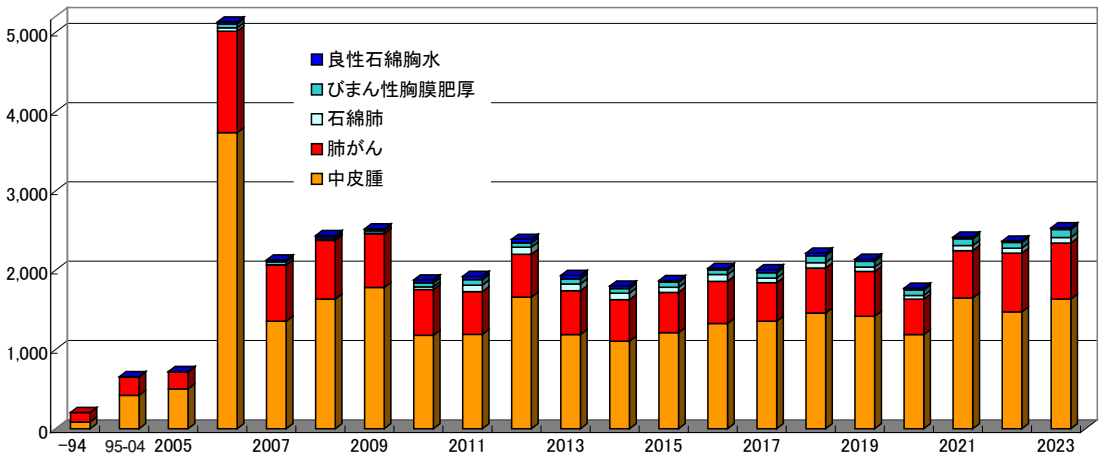
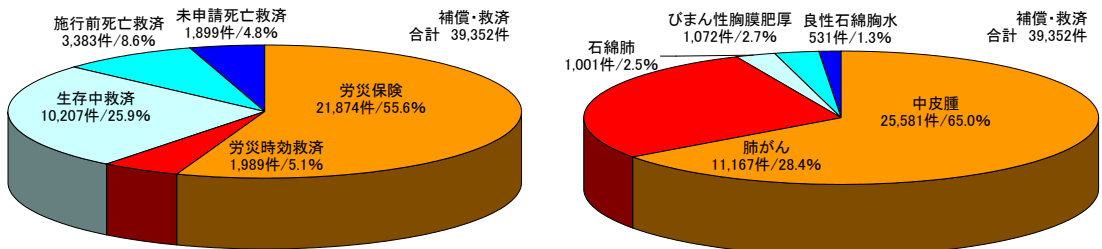


図1-3 制度別・疾病別石綿健康被害補償・救済状況(2023年度末までの累計、重複分除く)



かった2005年度以前と比較して、救済制度が創設された2006年度に大幅に増加したことが一目瞭然である。2006年度は、労災保険1,858件、施行前死

亡救済1,587件、労災時効救済886件、生存中救済799件の順に件数が多かった(合計5,130件)。2009年度と2012年度に二つの小さな山がみら

れるが、これは、2008年度に環境省主導、2011年度に厚生労働省によって、地方自治体の保管する死亡小票を活用して中皮腫で死亡された方を抽出し、労災または救済給付を受けていないものに対して補償・救済制度を周知する「個別周知事業」が実施されたことによるものである。実際に、疾病別で中皮腫が増加の原因であったことを確認できる。また、とくに施行前死亡救済－及び労災時効救済－の増加が重要な役割を果たしたことも確認できる。施行前死亡救済は、以降、図では確認できないくらいの数にとどまるが、ゼロにはなっていない。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で環境省救済が落ち込んだ2020年度を除いて、横ばい状態のように見えていたものが、2014年度以降なだらかに増加しつつあるように見えてきた気がするのだが、いかがだろうか。労災保険と未申請死亡救済は、2020年度以降3年連続で増加している。

2023年度は、労災保険1,232件（前年度比92件増加）、労災時効救済159件（11件減少）、生存中救済929件（91件増加）、施行前死亡救済6件（10件減少）、未申請死亡救済208件（件増加）で、補償・救済合計2,534件（167件増加）となったが、これは、2007年度以降最高の数字である（次が2009年度の2,520件なのでそれほど高くないが）。

何が原因で、また増加傾向が維持されるのか、確定的なことは言えないが、特徴的なところでは、2008年度に未申請死亡救済制度が追加されて一定の存在感を示してきたが、2022・23年度には初めて200件を超えた。また、同じ期間に労災時効救済が再び150件を超えた。疾病別では、同じ期間に肺がんが700件を超えている、2023年度にびまん性胸膜肥厚が初めて100件を超えた、等を指摘できる。なお、石綿肺とびまん性胸膜肥厚は、2010年度に環境省救済の対象疾病に追加された。

厚生労働省は2021年度に再度「個別周知事業」を行おうとしたが関東甲信越地域のみでの実施にとどまった（そのためか、2009・12年度のような明らかな影響は確認できないが、前述の未申請死亡救済と労災時効救済の増加の原因のひとつであったかもしれない）ため、あらためて2024年3月27日に3,072人の遺族に対して周知を行ったことを明

らかにした。2024年度にこの影響が現われるかどうかにも注目したい。「個別周知事業」は、対象が中皮腫に限定され、また、「闘病中の本人に対して」ではなく「死亡後に遺族に対して」になってしまうわけではあるが、過去二度の実施では間違いなく効果があった。

### 全体で労災等60.7%、中皮腫65.0%

表5と図1-3に、2022年度末までの累計について、制度別・疾病別補償・救済状況の概要を示した。ここでは、環境省救済の重複分は除かれている。

累計補償・救済件数は43,0441件。環境省救済の重複分は3,692件で、8.6%に相当する。

制度別では、労災保険55.6%、労災時効救済5.1%（労災・時効救済計60.7%）、生存中救済25.9%、施行前死亡救済8.6%、未申請死亡救済4.8%（環境省救済計39.3%）、となっている。

疾病別では、中皮腫65.0%、肺がん28.4%、石綿肺2.5%、びまん性胸膜肥厚2.7%、良性石綿胸水1.3%、となっている。なお、良性石綿胸水は、環境省救済の対象疾病にはなっていない。

### 三度の救済法改正

石綿健康被害救済法は、法制定時には3年間の時限措置とされていた、法施行前に死亡または労災時効成立していた事例に対する救済（施行前死亡救済及び労災時効救済）の請求期限を延長するという改正が、患者・家族らの提起を受けた議員立法というかたちで、2008年と2011年の二度にわたって行われた。2008年改正では、前述のように未申請死亡救済制度も創設された。

しかし、労災時効救済は、2016年3月27日以降に死亡した事例には適用されないために、死亡から5年経過すると労災保険も労災時効救済も請求できなくなる。2021年3月27日以降、そうした事例が発生していたはずである。環境省所管の未申請死亡救済のほうは死亡から15年以内（2022年改正で25年に延長された）なら請求することができるが、給付の水準に著しい格差がある。

表6-1 労災・時効救済：疾病別補償・救済状況

年度	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	良性石綿胸水	合計	肺がん/中皮腫
-94	83	120				203	144.6%
95-04	419	234		1	2	656	55.8%
2005	502	213		4	2	721	42.4%
2006	1,571	1,055	44	48	26	2,744	67.2%
2007	546	551	4	37	24	1,162	100.9%
2008	606	568	8	25	29	1,236	93.7%
2009	589	531	4	32	24	1,180	90.2%
2010	511	448	5	35	37	1,036	87.7%
2011	554	424	73	51	42	1,144	76.5%
2012	666	425	75	39	45	1,250	63.8%
2013	536	396	80	53	44	1,109	73.9%
2014	535	404	78	51	32	1,100	75.5%
2015	547	375	64	47	20	1,053	68.6%
2016	541	397	78	35	20	1,071	73.4%
2017	565	349	52	49	39	1,054	61.8%
2018	543	394	64	53	34	1,088	72.6%
2019	653	386	52	50	27	1,168	59.1%
2020	615	350	46	47	22	1,080	56.9%
2021	597	361	64	63	22	1,107	60.5%
2022	677	507	62	46	18	1,310	74.9%
2023	744	484	66	75	22	1,391	65.1%
合計	12,600	8,972	919	841	531	23,863	71.2%
	52.8%	37.6%	3.9%	3.5%	2.2%	100%	

表6-2 環境省救済：疾病別救済状況

年度	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	合計	肺がん/中皮腫
-2005						
2006	2,162	224			2,386	10.4%
2007	808	158			966	19.6%
2008	1,028	172			1,200	16.7%
2009	1,191	149			1,340	12.5%
2010	667	128	29	16	840	19.2%
2011	636	114	9	18	777	17.9%
2012	992	116	14	16	1,138	11.7%
2013	652	155	5	12	824	23.8%
2014	568	121	3	7	699	21.3%
2015	665	131	0	19	815	19.7%
2016	786	134	8	22	950	17.0%
2017	789	137	7	18	951	17.4%
2018	916	172	4	34	1,126	18.8%
2019	765	178	3	23	969	23.3%
2020	571	97	2	21	691	17.0%
2021	1,052	235	1	21	1,309	22.3%
2022	795	234	1	27	1,057	29.4%
2023	890	222	6	25	1,143	24.9%
小計	15,933	2,877	92	279	19,181	18.1%
重複	△2,952	△682	△10	△48	△3,692	
合計	12,981	2,195	82	231	15,489	16.9%
	83.8%	14.2%	0.5%	1.5%	100%	

さらに、2016年3月26日以前に死亡した中皮腫・肺がん事例の施行前死亡救済の請求権が、2022年3月27日までで期限切れとなるのを皮切りに、施行前死亡救済の請求期限切れ問題もはじまり、請求期限の再々度の延長が待たなしの課題であったが、患者と家族の会らの精力的な働きかけにより、請求期限を再々度延長する救済法改正が2022年5月17日に成立した(2022年7月号参照)。

これらの法改正が、補償・救済状況に影響を与えてきたことも間違いない。

### 環境省救済はほぼ中皮腫

表6-1・2と図2-1～3に、労災・時効救済と環境省救済の各々についての、疾病別補償・救済状況を示す。図2-1と図2-2は、縦軸の最大値を3,000件でそろえてあるので、直観的に棒グラフの長さで相互

に比較することが可能である。

両者の推移をみると、環境省救済の変動が大きい。労災・時効救済は、労災保険と同じく、2020年度以降、3年連続で増加している。

2009年度の環境省主導の個別周知は環境省救済を増加させたものの労災・時効救済では影響がみられないが、2012年度の厚生労働省主導の個別周知は双方を増加させている。環境省救済の2020年度の減少はコロナ禍の、また、2021年度増加は挽回努力の影響である。労災・時効救済の2022・23年度の増加には、2021年度の個別周知も影響している可能性があるが、環境省救済のほうでは影響がみられない。

2023年度末までの累計件数は、労災・時効救済が23,863件(全体に占める割合60.6%)。環境省救済は15,489件(同じく39.4%)、重複分が3,692件で、累計環境省救済件数の19.2%が重複認定となった



図2-1 労災・時効救済：疾病別石綿健康被害補償・救済状況

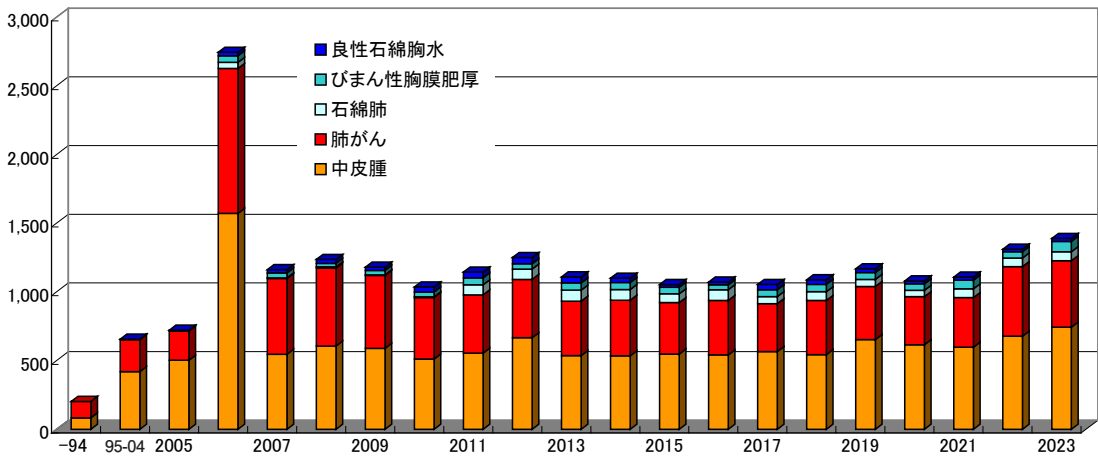


図2-2 環境省救済：疾病別石綿健康被害救済状況

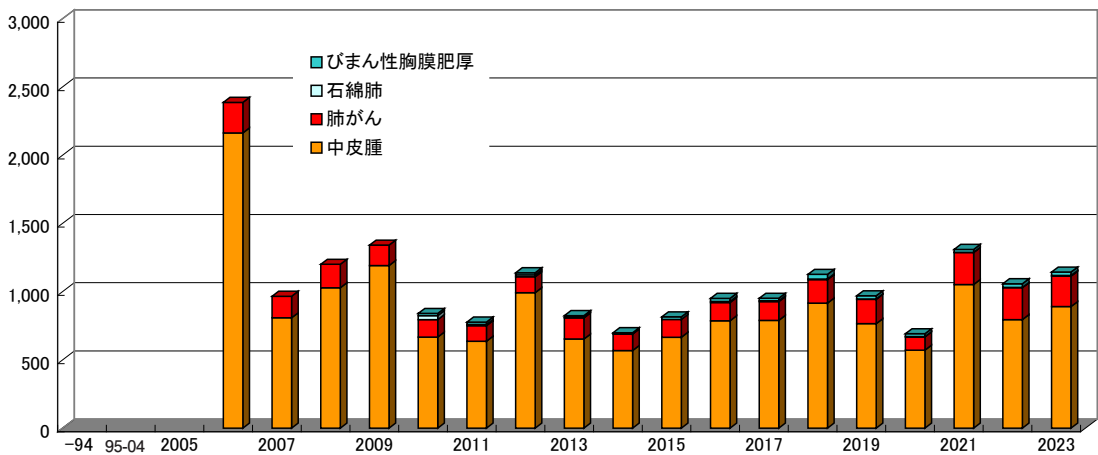
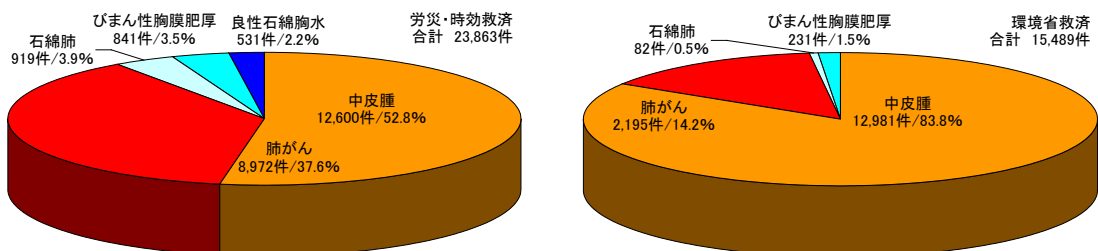


図2-3 疾病別石綿健康被害補償・救済状況 (2023年度末までの累計、重複分除く)



ことになる。

2023年度末までの累計の内訳についてみると、労災・時効救済では、中皮腫52.8%、肺がん37.6%、

石綿肺3.9%、びまん性胸膜肥厚3.5%、良性石綿胸水2.2%。環境省救済（重複分を除く）では、中皮腫83.8%、肺がん14.2%、石綿肺0.5%、びまん性胸

膜肥厚1.5%、となっている。

環境省救済の方は、ほとんど中皮腫だけしか救済できておらず(83.8%)、かつ、年度ごとの救済件数の変動の幅が大きいことが特徴だったが、肺がんの環境省救済が2021年度から3年連続して、2006年度以来の200件を超えた。肺がんの労災・時効救済も2022・23年度が比較的高い。中皮腫の労災・時効救済も、2021年度以降3年連続して増加した。後にみるように、環境省救済と労災・時効救済の疾病別の認定率の比較(図9-1~4参照)では、中皮腫については大きな差がないのに、中皮腫以外の疾病については、環境省救済の認定率のほうが著しく低いことが確認できる。認定基準の内容とその運用に問題があるということである。

## 中皮腫：2022年度はやや減少

表7-1~2と図3-1~4に、各々の疾病について、制度別の補償・救済状況を示した。

中皮腫(表7-1と図3-1)は、(2022年度は減少が大きい)がおおむね全疾病(図1-2)と同様の推移を示しており、換言すれば、中皮腫の推移が全体の推移を左右している(累計で全疾病の65.0%を占めている)。ただし、図1-2と比較すれば、労災保険の比率が相対的に低いこともわかる。

図3-1で、救済法が施行された2006年度の大きな峯以外に、2009年度、2012年度、2021年度に三つの小さな山(及び2020年度に小さなへこみ)ができています。前述のとおり、2009年度と2012年度の山は「個別周知事業」の結果であり、2020年度の減少と2021年度の増加はコロナ禍の環境省救済への影響の結果である。

中皮腫は、労災認定第1号が1978年で、以降クボタ・ショック前~2004年度までの28年間の累計労災認定件数が502件であったものが、2005年度は(事実上半年間で)502件、2006年度は1年間で1,001件と、1年半で実に4倍に激増した。以降、2007~2018年度は500件台、2019年度641件、2020年度607件、2021年度579件、2022年度597件、2023年度642件と推移してきている(表7-1)。

労災時効救済は、2006年度に570件で、その後

2011年度まで2桁台。2011年度の厚生労働省主導の「個別周知事業」の結果と思われる2012年度の増加の後、件数は少ないものの毎年救済件数があり、2022年度は請求期限切れ問題をめぐる動きの影響と思われるが80件、2023年度も102件あった。

生存中救済は、2006年度に627件の後、461~882件の間で変動している。2016~2019年度の間、生存中救済が600件台(2018年度は749件)、未申請死亡救済が100件台を持続していたが、コロナ禍の影響で2020年度はいずれも大きく減少、2021年度にはいずれも大きく挽回し、2022・23年度は2019年度以前のレベルに戻っているというところだろうか。

施行前死亡救済は、2006年度に1,535件と制度別でもっとも多かったが、2008年度の環境省主導の「個別周知事業」の結果と思われる2009年度の増加が確認でき、2012年度も増加している。その後数は少ないものの毎年救済件数があり、2021年度22件、2022年度15件あったが、2023年度は4件。

結果的に、2023年度末までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて25,581件である。環境省救済の重複分は2,952件で、10.3%に相当する。推計を含めた2023年度までの累計中皮腫死亡者数36,682人に対する比率を「救済率」と呼べば、69.7%となる。ちなみに、既出の他の関係制度による累計補償件数495件を加えると、補償・救済累計は26,076件で、「救済率」は71.1%となる。

内訳は図3-4左上のように、労災保険44.8%、労災時効救済4.4%(労災・時効救済49.3%)、生存中救済32.5%、施行前死亡救済12.6%、未申請死亡救済5.7%(環境省救済50.7%)、となっている。

しかし、中皮腫の80%が職業曝露によるものというのが国際的な科学的コンセンサスであり、職業曝露によるもの以外の中皮腫の救済・補償制度を実施している他の諸国の状況からも妥当と考えられている。したがって、以上のような「分担率」の状況は大いに問題がある。

## 肺がん：労災・時効救済が増加

肺がん(表7-1と図3-2)は、中皮腫と比較して半

## 特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表7-1 中皮腫・肺がん：制度別補償・救済状況

年度	中皮腫死亡 (暦年)	中皮腫						肺がん					
		労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計
-94	3,685	83					83	120					120
95-04	7,013	419					419	234					234
2005	911	502					502	213					213
2006	1,050	1,001	570	627	1,535		3,733	783	272	172	52		1,279
2007	1,068	500	46	525	283		1,354	502	49	117	41		709
2008	1,170	559	47	566	457	5	1,634	503	65	142	28	2	740
2009	1,156	536	53	461	619	111	1,780	480	51	113	9	27	680
2010	1,209	499	12	533	66	68	1,178	423	25	96	9	23	576
2011	1,258	543	11	498	64	74	1,190	401	23	92	2	20	538
2012	1,400	522	144	584	308	100	1,658	402	23	98	2	16	541
2013	1,410	529	7	516	32	104	1,188	382	14	111	2	42	551
2014	1,376	529	6	489	11	68	1,103	391	13	101	2	18	525
2015	1,504	539	8	575	9	81	1,212	363	12	106	1	24	506
2016	1,550	540	1	658	13	115	1,327	387	10	103	2	29	531
2017	1,555	564	1	656	10	123	1,354	335	14	115	0	22	486
2018	1,512	534	9	752	12	152	1,459	376	18	138	0	34	566
2019	1,466	641	12	629	9	127	1,418	375	11	135	2	41	564
2020	1,605	607	8	490	8	73	1,186	340	10	76	0	21	447
2021	1,635	579	18	884	22	146	1,649	348	13	189	0	46	596
2022	1,554	597	80	646	15	134	1,472	418	89	168	1	65	741
2023	1,595	642	102	734	4	152	1,634	433	51	172	1	49	706
小計	36,682	11,465	1,135	10,823	3,477	1,633	28,533	8,209	763	2,244	154	479	11,849
重複				△2,521	△259	△172	△2,952			△564	△37	△81	△682
合計	36,682	11,465	1,135	8,302	3,218	1,461	25,581	8,209	763	1,680	117	398	11,167
救済率	100%	31.3%	3.1%	22.6%	8.8%	4.0%	69.7%	22.4%	2.1%	4.6%	0.3%	1.1%	30.4%
分担率		44.8%	4.4%	32.5%	12.6%	5.7%	100%	73.5%	6.8%	15.0%	1.0%	3.6%	100%
			49.3%			50.7%			80.3%				
死亡年判明2023年以前			11,095	6,910	3,218	1,461	22,684		6,252	1,138	117	398	7,905
死亡年不明+生存等			1,505	1,392	0	0	2,897		2,720	542	0	0	3,262

「救済率」は、補償・救済合計数の中皮腫死亡合計数(36,682人)に対する比率。「死亡」については、表8・9参照。

分以下にとどまっている。2006年度の峰も中皮腫と比較すれば低く、中皮腫の場合の「個別周知」による2009年度と2012年度の峰もみられない。しかし、2022年度は前年度596件から741件へ145件、24.3%増加し、2023年度も706件だった。

肺がんは、労災認定第1号が1973年とされ、以降クボタショック前-2004年度までの32年間の累計労災認定件数が354件であったものが、2005年度は213件、2006年度は783件と、中皮腫同様に激増した。しかし、2007年度502件から2021年度348件へ

と、長期的に減少傾向がみられるのではないかと懸念されていたが、2022年度は前年度348件から418件、2023年度も433件へと、連続して増加した。

労災時効救済件数は減少しながらも、2013年度以降も10件台を維持していたが、2022年度は13件から89件へ増加、2023年度も51件であった。

生存中救済は、2013年度以降3桁を保ってきた。コロナ禍の影響により2020年度に76件に減少、2021年度に189件に盛り返し、2022年度168件、2023年度172件であった。

表7-2 石綿肺・びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水：制度別補償・救済状況

年度	石綿肺						びまん性胸膜肥厚						良性石綿胸水
	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計	労災保険 =合計
2004						0	1					1	2
2005						0	4					4	2
2006		44				44	48	0				48	26
2007		4				4	37	0				37	24
2008		8				8	24	1				25	29
2009		4				4	31	1				32	24
2010		5	5	24	0	34	35	0	9	7	0	51	37
2011	68	5	4	5	0	82	51	0	16	2	0	69	42
2012	75	0	7	6	1	89	39	0	14	1	1	55	45
2013	77	3	3	1	1	85	53	0	9	0	3	65	44
2014	78	0	3	0	0	81	50	1	6	0	1	58	32
2015	64	0	0	0	0	64	47	0	14	1	4	66	20
2016	76	2	5	2	1	86	35	0	20	0	2	57	20
2017	52	0	5	0	2	59	49	0	17	0	1	67	39
2018	60	4	3	1	0	68	53	0	26	0	8	87	34
2019	52	0	1	1	1	55	50	0	20	0	3	73	27
2020	44	2	2	0	0	48	47	0	17	0	4	68	22
2021	64	0	1	0	0	65	63	0	18	0	3	84	22
2022	61	1	1	0	0	63	46	0	23	0	4	73	18
2023	62	4	3	1	2	72	73	2	20	0	5	100	22
小計	833	86	43	41	8	1,011	836	5	229	11	39	1,120	531
重複			△7	△3	0	△10			△40	△1	△7	△48	
合計	833	86	36	38	8	1,001	836	5	189	10	32	1,072	531
分担率	83.2%	8.6%	3.6%	3.8%	0.8%	100%	78.0%	0.5%	17.6%	0.9%	3.0%	100%	100%
		91.8%			8.2%			78.5%			21.5%		

労災保険については、石綿肺の2009年度以前分、びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水の2003年度以前分のデータは入手できていない。びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水が環境省所管救済の対象疾病になったのは2010年度以降であり、良性石綿胸水は対象ではない。

施行前救済は、0件の年も出ている。

未申請死亡救済は、変動がみられるものの2009年度以降2桁を保ちつつ増加しているようにみえた。2020年度は21件と減少したが、2021年度は46件、2022年度は65件、2023年度は49件であった。

2022年度の労災時効救済、労災保険と未申請死亡救済の増加に請求期限切れ問題をめぐる動きが影響していることは間違いないと思われるが、2023年度も700件を超えており、なぜとくに肺がんが増加したのか注目していきたい。都道府県別では東京、大阪、愛知、神奈川、広島、福岡等、業種別では建設業が増加している。

2023年度までの補償・救済累計は、環境省救済

の重複分を除いて11,167件となった。環境省救済の重複分は682件で、5.8%に相当する（中皮腫の10.3%よりかなり少ない）。推計を含めた2023年度までの累計中皮腫死亡者数36,682人を補償・救済すべき石綿肺がん死亡者数と仮定（著しい過少評価であり、本来は10倍以上にすべきであると考えられるが）として、それに対する比率を「救済率」と呼べば、30.4%となる。ちなみに、既出の他の関係制度による累計補償件数305件を加えると、補償・救済累計は11,472件で、「救済率」は31.3%となる。

内訳は図3-4右上のように、労災保険73.5%、労災時効救済6.8%（労災・時効救済計80.3%）、生存中救済15.0%、施行前死亡救済1.0%、未申請死亡

図3-1 中皮腫：制度別補償・救済状況

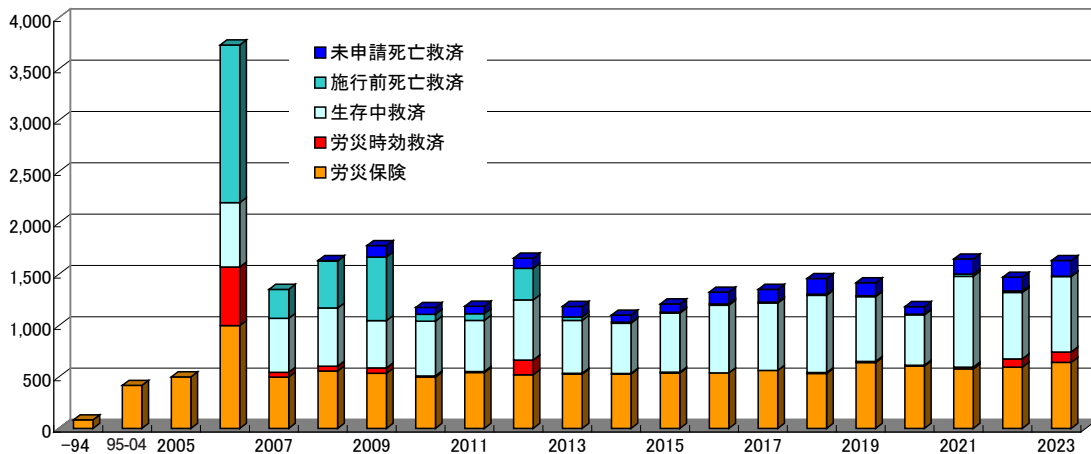


図3-2 肺がん：制度別補償・救済状況

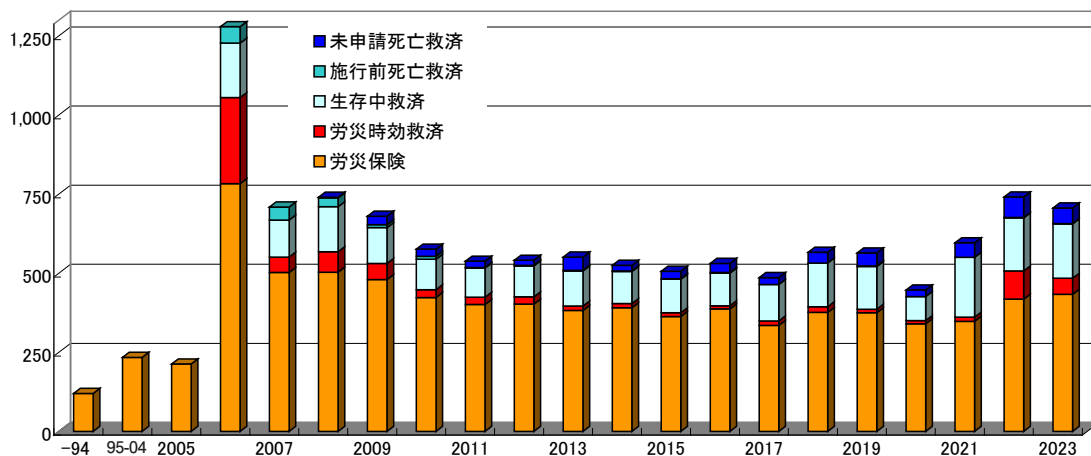


図3-3 石綿肺・びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水：制度別補償・救済状況

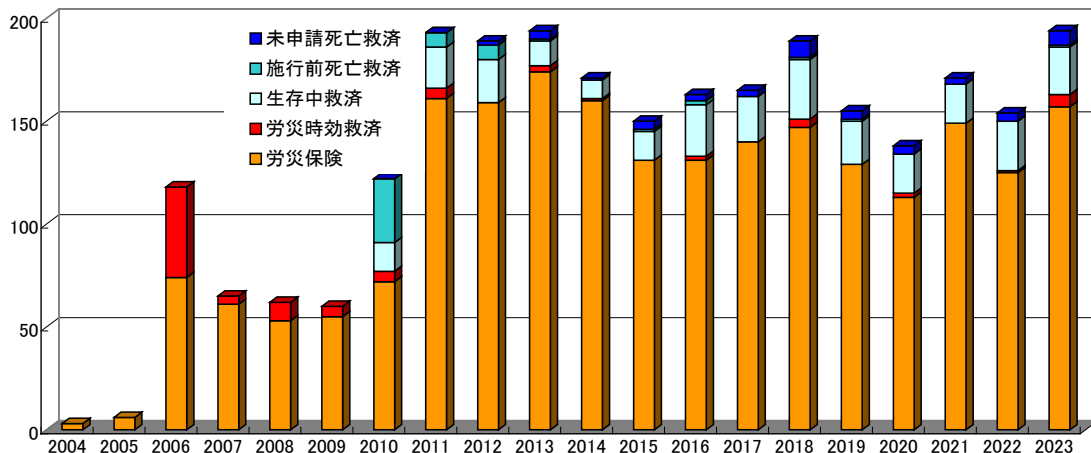
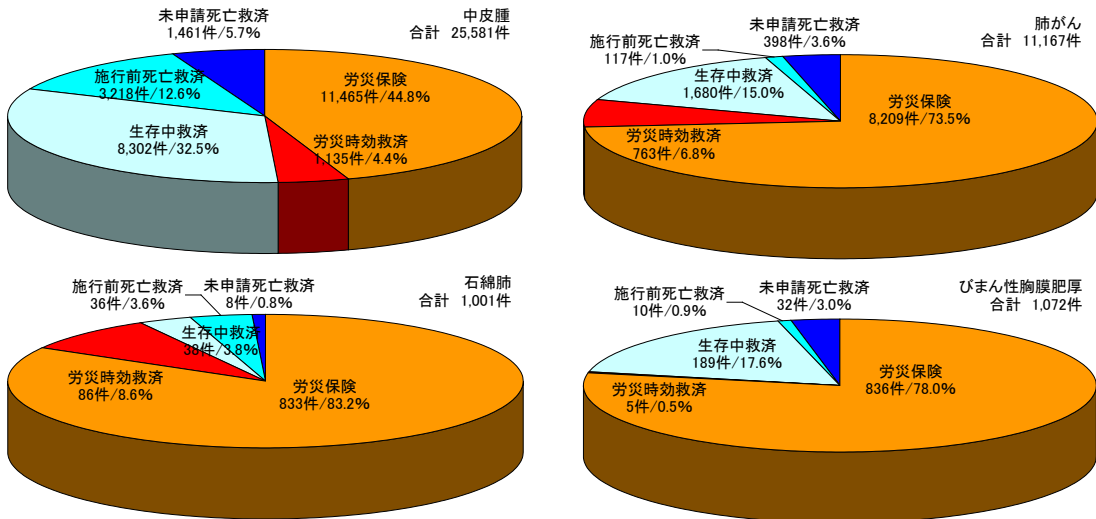


図3-4 疾病別：制度別補償・救済状況(2023年度末までの累計、重複分除く)



救済3.6%、(環境省救済計19.7%)、となっている。

中皮腫の場合と比較しても、環境省救済が肺がんを救済できていないことが最大の問題である。何よりも「中皮腫と比較しても肺がんの補償・救済が不十分」という認識を持って、認定基準の内容と運用や、医療現場の認識と対応の大幅な改善を含めた抜本的・包括的アプローチが必要である。

### 良性疾患：石綿関連の認識を反映？

表7-2と図3-3に、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水の決定年度別補償・救済状況を示す。

石綿肺とびまん性胸膜肥厚が環境省救済の対象になったのは2010年度以降であり、良性石綿胸水はいまも対象とされていない。

石綿肺(表7-2)の労災認定件数は、2010年度以前のデータが公表されておらず、2011年度以降は45～78件の範囲で推移している。労災時効救済と施行前死亡救済は、制度創設の年に2桁を記録した後は、1桁または0件。未申請死亡救済も0～2件にとどまっている。全体でも、2011年度以降、49～89件の範囲であり、2023年度までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて1,011件となった。環境省救済の重複分は10件で、9.7%に相当する。

内訳は図3-4左下のように、労災保険83.2%、労

災時効救済8.6%(労災・時効救済計91.8%)、生存中救済3.6%、施行前死亡救済3.8%、未申請死亡救済0.8%(環境省救済計8.2%)、となっていて、環境省救済の占める割合が著しく低い。

びまん性胸膜肥厚(表7-2)の労災認定件数は、2006年度以降増加して24～63件の範囲であったが、2023年度は73件。労災時効救済はこれまでに5件しかない。生存中救済は6～26件、未申請死亡救済は0～8件。施行前死亡救済は0～7件であったが、2023年度は11件あった。全体では51～87件の範囲で推移していたが、2023年度は初めて100件になった、2023年度までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて1,072件となった。環境省救済の重複分は48件で、4.3%に相当する。

内訳は図3-4右下のように、労災保険78.0%、労災時効救済0.5%(労災・時効救済計78.5%)、生存中救済17.6%、施行前死亡救済0.9%、未申請死亡救済3.0%(環境省救済21.5%計)、となっている。石綿肺の場合と比較すると、環境省救済の占める割合が高く、肺がんの場合に近い。

良性石綿胸水(表7-2)は、環境省救済の対象になっておらず、労災時効救済は実績がない。労災保険のみのデータとなるが、2010年度以降では51～87件の範囲で変動している状況で、2023年度までの累計で531件となった。

図4 中皮腫：死亡年別の補償・救済状況(2023年度末時点)

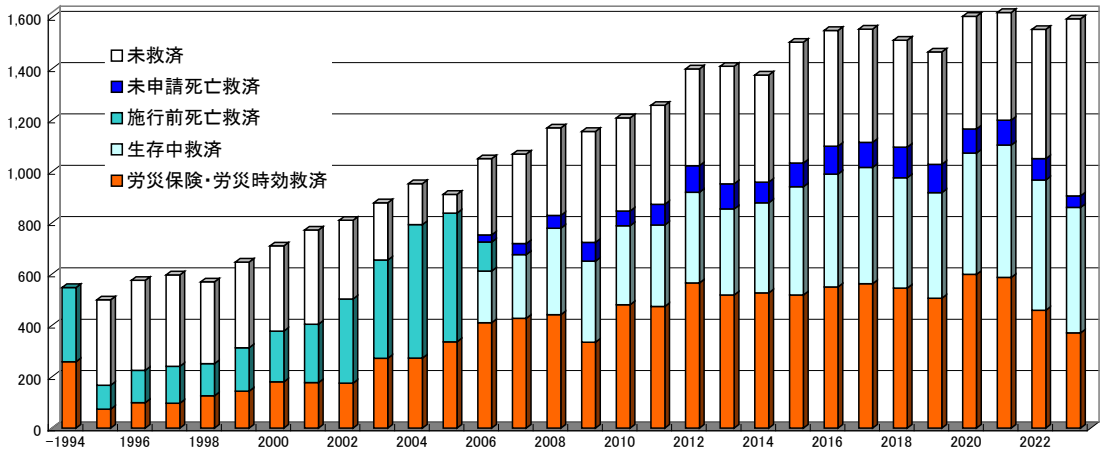


表8 中皮腫の死亡年別の補償・救済状況(2023年度末時点)

死亡年	中皮腫死亡者	労災・時効救済	救済率	環境省救済	救済率	合計	救済率	未救済
1968	67							67
1969	68							68
1970	64							64
1971	95							95
1972	134							134
1973	138	1	0.7%	1	0.7%	2	1.4%	136
1974	168	1	0.6%	2	1.2%	3	1.8%	165
1975	258	1	0.4%		0.0%	1	0.4%	257
1976	176			2	1.1%	2	1.1%	174
1977	260				0.0%	0	0.0%	260
1978	184	1	0.5%	4	2.2%	5	2.7%	179
1979	62	3	4.8%	1	1.6%	4	6.5%	58
1980	64	3	4.7%	2	3.1%	5	7.8%	59
1981	70	3	4.3%	2	2.9%	5	7.1%	65
1982	79	4	5.1%	9	11.4%	13	16.5%	66
1983	88	3	3.4%	5	5.7%	8	9.1%	80
1984	88	6	6.8%	5	5.7%	11	12.5%	77
1985	111	6	5.4%	5	4.5%	11	9.9%	100
1986	101	9	8.9%	11	10.9%	20	19.8%	81
1987	137	10	7.3%	18	13.1%	28	20.4%	109
1988	149	16	10.7%	28	18.8%	44	29.5%	105
1989	133	11	8.3%	25	18.8%	36	27.1%	97
1990	167	13	7.8%	24	14.4%	37	22.2%	130
1991	163	27	16.6%	29	17.8%	56	34.4%	107
1992	174	40	23.0%	28	16.1%	68	39.1%	106
1993	232	46	19.8%	44	19.0%	90	38.8%	142
1994	256	55	21.5%	44	17.2%	99	38.7%	157
小計	3,685	259	7.0%	289	7.8%	548	14.9%	3,137
1995	500	74	14.8%	93	18.6%	167	33.4%	333
1996	576	99	17.2%	126	21.9%	225	39.1%	351
1997	597	97	16.2%	144	24.1%	241	40.4%	356
1998	570	126	22.1%	125	21.9%	251	44.0%	319
1999	647	144	22.3%	169	26.1%	313	48.4%	334
2000	710	180	25.4%	198	27.9%	378	53.2%	332
2001	772	177	22.9%	228	29.5%	405	52.5%	367
2002	810	175	21.6%	328	40.5%	503	62.1%	307
2003	878	272	31.0%	383	43.6%	655	74.6%	223
2004	953	273	28.6%	520	54.6%	793	83.2%	160
2005	911	336	36.9%	502	55.1%	838	92.0%	73
2006	1,050	411	39.1%	342	32.6%	753	71.7%	297
2007	1,068	428	40.1%	291	27.2%	719	67.3%	349
2008	1,170	442	37.8%	387	33.1%	829	70.9%	341
2009	1,156	335	29.0%	389	33.7%	724	62.6%	432
2010	1,209	481	39.8%	365	30.2%	846	70.0%	363
2011	1,258	474	37.7%	398	31.6%	872	69.3%	386
2012	1,400	566	40.4%	457	32.6%	1,023	73.1%	377
2013	1,410	519	36.8%	433	30.7%	952	67.5%	458
2014	1,376	527	38.3%	432	31.4%	959	69.7%	417
2015	1,504	519	34.5%	514	34.2%	1,033	68.7%	471
2016	1,550	550	35.5%	549	35.4%	1,099	70.9%	451
2017	1,555	563	36.2%	551	35.4%	1,114	71.6%	441
2018	1,512	546	36.1%	549	36.3%	1,095	72.4%	417
2019	1,466	506	34.5%	522	35.6%	1,028	70.1%	438
2020	1,605	599	37.3%	567	35.3%	1,166	72.6%	439
2021	1,635	587	35.9%	613	37.5%	1,200	73.4%	435
2022	1,554	459	29.5%	591	38.0%	1,050	67.6%	504
2023	1,595	371	23.3%	534	33.5%	905	56.7%	690
小計	32,997	10,836	32.8%	11,300	34.2%	22,136	67.1%	10,861
合計	36,682	11,095	30.2%	11,589	31.6%	22,684	61.8%	13,998
2024		9		0		9		
女性	17.5%	351	3.2%	3,015	26.0%	3,366	14.8%	
男性	72.5%	10,086	90.8%	8,108	70.0%	18,194	80.2%	

図3-3は、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水の合計の推移を示しているが、2006年度以降に労災認定件数の飛躍がみられるとともに、2011年度以降にさらなる飛躍がみられる。これに、2006年度以降は労災時効救済、2010年度以降は環境省救済が追加されている状況である。症例が増えたというよりも、アスベスト関連疾患としての認識の一定の高まりを反映したものではないだろうか。

### 中皮腫救済率67.1%(33.4~92.0%)

次に、「隙間ない救済」の検証である死亡年(年度ではなく暦年)別の補償・救済状況をみよう。表8と図4は、2023年度末時点における中皮腫の死亡年別の補償・救済状況である。この補償・救済件数には、環境省救済の重複分は含まれていない。

前述のとおり、補償・救済の対象(分母)となる死亡者数は、1995年以降は人口動態統計により、1968~1994年以前は推計値。1929年以前のアスベスト輸入量のデータがないために、(その38年後の)1967年以前の死亡者数は推計されていない。

もっとも古い認定事例は、施行前死亡救済の1973年死亡事例であったが、未申請死亡救済事例としても1973年死亡事例が1件現われている。

しかし、1981年までは補償・救済合計で1桁、1994年までは(1桁だった1983年を除き)2桁台で、死亡者数に対する補償・救済合計件数の比率=救済率は、1994年以前の小計では14.9%(=548/3,685件)にとどまっている。

中皮腫死亡者数が推計ではなく人口動態統計により確認できる1995年以降(今回は2023年度までの29年間)についてみると、死亡者小計32,997件のうち、2023年度末までに労災保険給付・労災時効救済を受けたものが10,836件、生存中救済6,910件、施行前死亡救済2,929件、未申請死亡救済1,461件(環境省救済計11,300件)-合計22,136件で、救済率は $22,136/32,997=67.1\%$ という結果になった。

もっとも救済率が高いのは、2005年の92.0%で、最低は1995年の33.4%と、死亡年別の救済率のばらつきは非常に大きい。

死亡者数が推計値である1994年以前も含めた

全期間合計(2023年まで)でみると、救済率は61.8%という状況である(=22,684/36,682件)。検証可能な全期間について救済率の一貫増加を継続できていることを確認できるのは幸いではある。

しかし、死亡年別の救済率が2005年の92.0%をピークに、より最近の死亡年について減少傾向が出ていないか、強く懸念されるところである。

いずれにせよ、「隙間ない救済」の実現からは遠いと言わざるを得ない。

2005年死亡について92.0%という達成済みの救済率を具体的目標に掲げて、他の死亡年について実現できていない理由を分析しながら、具体的かつ多面的な対策を講じていくこと。また、死亡年が古い事例の救済は増加しにくくなってきているものの、労災時効救済と死亡後救済(未申請)の役割はなお大きいことを確認して、救済期限切れという事態が生じないようにすることが重要である。

なお、表8の「合計」が表7-1の「死亡年判明2023年以前」欄の数字であり、表7-1において「合計」と「2023年以前死亡」の差を「死亡年不明+生存等」欄に記載している(2024年死亡を含む)。

表8・9の末尾に男女別の比率を示しておく(中皮腫死亡者については1995~2023年合計)。

### 肺がん救済率23.2%(6.2~33.4%)

肺がんの死亡年別の補償・救済状況は表9のとおりであり、グラフ化したものが図5である。

既述のとおり、救済の対象(分母)となるべき死亡者数は、中皮腫死亡者数と同数と仮定して計算した。

アスベスト輸入量のデータがないために死亡者数を推計していない1967年以前の死亡事例でも認定されているものがあり、もっとも古い認定事例は、労災時効救済の1963年死亡事例で、施行前死亡救済では1974年死亡事例がみられる。

しかし、救済率は、中皮腫の場合と比較しても、悲惨としかいいようのない実績である。

救済率は、1994年以前の小計では(261/3,685=)7.1%である。

1995~2023年の29年間についてみると、死亡者



図5 肺がん: 死亡年別の補償・救済状況(2023年度末時点)

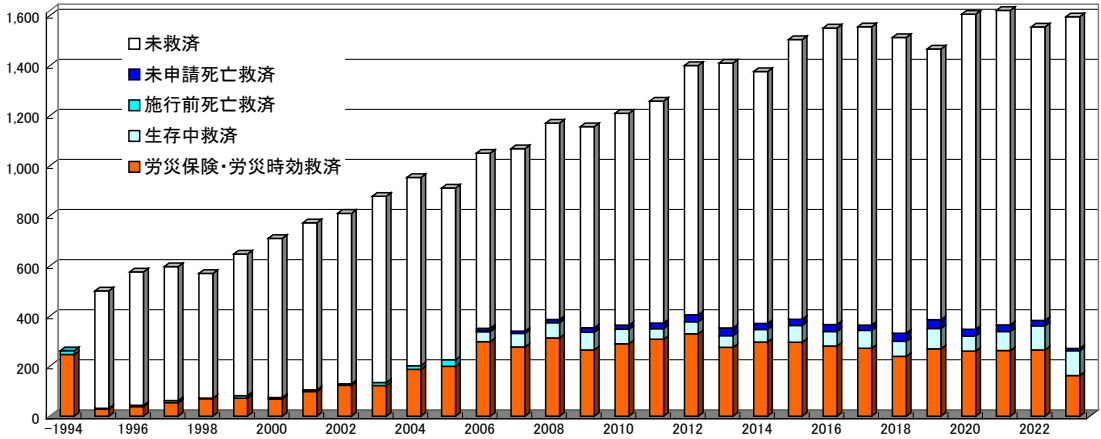
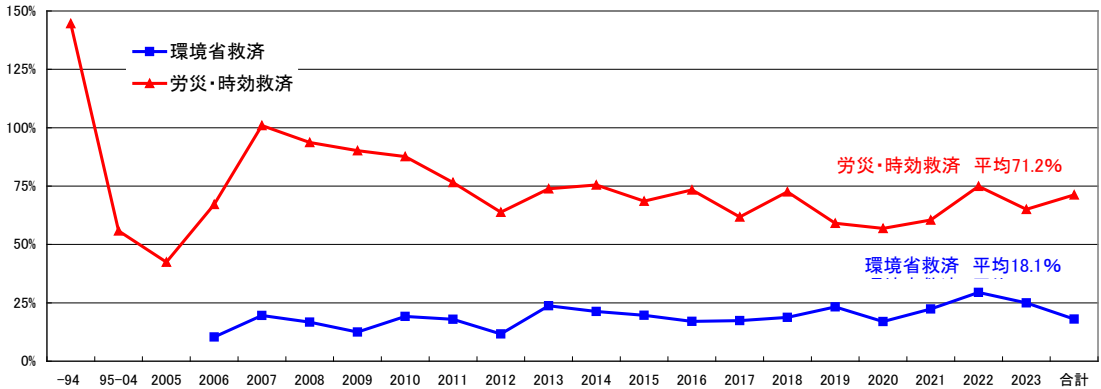


表9 肺がんの死亡年別の補償・救済状況(2023年度末時点)

死亡年	中皮腫死亡者	労災・時効救済	救済率	環境省救済	救済率	合計	救済率	未救済
1963		1				1		
1966	67	1				1		67
1969	68	1	1.5%		0.0%	1	1.5%	67
1970	64							64
1971	95	1	1.1%		0.0%	1	1.1%	94
1972	134	1	0.7%		0.0%	1	0.7%	133
1973	138							138
1974	168	2	1.2%	1	0.6%	3	1.8%	165
1975	258		0.0%			0	0.0%	258
1976	176	2	1.1%			2	1.1%	174
1977	260	3	1.2%			3	1.2%	257
1978	184							184
1979	62	3	4.8%			3	4.8%	59
1980	64	4	6.3%			4	6.3%	60
1981	70	6	8.6%			6	8.6%	64
1982	79	5	6.3%			5	6.3%	74
1983	88	8	9.1%	1	1.1%	9	10.2%	79
1984	88	4	4.5%			4	4.5%	84
1985	111	12	10.8%	1	0.9%	13	11.7%	98
1986	101	15	14.9%	1	1.0%	16	15.8%	85
1987	137	12	8.8%		0.0%	12	8.8%	125
1988	149	13	8.7%	1	0.7%	14	9.4%	135
1989	133	17	12.8%	2	1.5%	19	14.3%	114
1990	167	23	13.8%			23	13.8%	144
1991	163	13	8.0%	5	3.1%	18	11.0%	145
1992	174	31	17.8%	2	1.1%	33	19.0%	141
1993	232	35	15.1%	1	0.4%	36	15.5%	196
1994	256	33	12.9%			33	12.9%	223
1995	500	28	5.6%	3	0.6%	31	6.2%	469
1996	576	38	6.6%			38	6.6%	538
1997	597	54	9.0%			54	9.0%	543
1998	570	70	12.3%			70	12.3%	500
1999	647	72	11.1%			72	11.1%	575
2000	710	68	9.6%	6	0.8%	74	10.4%	636
2001	772	98	12.7%	7	0.9%	105	13.6%	667
2002	810	123	15.2%	6	0.7%	129	15.9%	681
2003	878	122	13.9%	12	1.4%	134	15.3%	744
2004	953	187	19.6%	14	1.5%	201	21.1%	752
2005	911	199	21.8%	26	2.9%	225	24.7%	686
2006	1,050	297	28.3%	54	5.1%	351	33.4%	699
2007	1,068	276	25.8%	63	5.9%	339	31.7%	729
2008	1,170	312	26.7%	74	6.3%	386	33.0%	784
2009	1,156	264	22.8%	89	7.7%	353	30.5%	803
2010	1,209	289	23.9%	74	6.1%	363	30.0%	846
2011	1,258	307	24.4%	65	5.2%	372	29.6%	886
2012	1,400	329	23.5%	76	5.4%	405	28.9%	995
2013	1,410	275	19.5%	77	5.5%	352	25.0%	1,058
2014	1,376	296	21.5%	74	5.4%	370	26.9%	1,006
2015	1,504	295	19.6%	92	6.1%	387	25.7%	1,117
2016	1,550	280	18.1%	86	5.5%	366	23.6%	1,184
2017	1,555	271	17.4%	92	5.9%	363	23.3%	1,192
2018	1,512	239	15.8%	92	6.1%	331	21.9%	1,181
2019	1,466	269	18.3%	116	7.9%	385	26.3%	1,081
2020	1,605	260	16.2%	87	5.4%	347	21.6%	1,258
2021	1,635	262	16.0%	102	6.2%	364	22.3%	1,271
2022	1,554	264	17.0%	118	7.6%	382	24.6%	1,172
2023	1,595	162	10.2%	108	6.8%	270	16.9%	1,325
小計	32,997	6,006	18.2%	1,638	5.0%	7,644	23.2%	25,353
合計	36,682	6,252	17.0%	1,653	4.5%	7,905	21.6%	28,779
2024		4		0		4		
女性	17.5%	109	1.7%	56	3.4%	165	2.2%	
男性	72.5%	5,784	92.5%	1,490	90.1%	7,274	95.1%	

図6 肺がん：中皮腫の比率の推移(認定年度別)



小計32,997件のうち、2023年度末までに労災保険・労災時効救済を受けたものが6,006件、生存中救済1,138件、施行前死亡救済102件、未申請死亡救済398件(環境省救済計1,638件)ー合計7,644件で救済率は7,644/32,997=23.2という結果になった。

最も救済率の高いのは2006年の33.4%で、最低は1995年の6.2%、2007年以降についてもおおむね減少傾向が見受けられるように思われる。

1994年以前も含めた2023年までの全期間合計でみると、救済率は21.6%という状況である(=7,905/36,682件)。

### 肺がん/中皮腫の比率低いまま

以上の状況は、中皮腫と比較しても、肺がんが著しく補償・救済できておらず、各制度間の相対的な比較においては、労災・時効救済のほうがいくらかましに救済できているということを示している。このことを、別のデータからもみてみよう。

図6に、「決定年度別」の中皮腫に対する石綿肺がんの比率を示す(データは表6-1・2参照)。

決定年度別でみると、労災・時効救済では、肺がん補償件数の中皮腫補償件数に対する比率は、全期間の平均では71.2%だが、2007年度以降減少傾向がみられていた。2022年度は肺がんの労災・時効救済が増加した結果、74.9%となっている。

これに対して、環境省救済では、図6に示された重複分を含めた各年度の比率が、10.4~23.8%の

範囲で推移し、2022年度は肺がんの未申請死亡救済の増加で29.4%、2023年度も24.9%となったものの、全期間の平均で18.1%(重複分を除くと16.9%)にとどまっている。

### 認定率：環境省救済の低さ

認定率についてもみてみよう。図7-1に中皮腫、図7-2に肺がん、図7-3に石綿肺と良性石綿胸水、図7-4にびまん性胸膜肥厚、各々の制度別の認定率を示す。請求件数を分母とすることも可能であるが、より正確に、当該年度における総決定件数に対する補償・救済件数を用いた。具体的には、労災・時効救済では、支給決定件数/(支給決定件数+不支給決定件数)、環境省救済では、認定件数/(認定件数+不認定件数+取下げ件数)を計算した。環境省救済については、グラフは重複分を含めたデータ、平均は除いたデータである。

環境省救済の「取下げ」は、「主な理由：労災等支給、医学的資料が整わない」と注記されているが、挙げられた二つの理由はまったく性質の異なるものであり、各々の理由ごとのデータを示すべきである。「労災等支給」が理由であれば結構なことだが、「(求められた)医学的資料が整わない」場合、それでも処分を求めていれば、「不認定」とされたと考えられる。不認定件数を減らす目的であろうが、自主的な「取下げ」を誘導させられ、事実上断念させられている可能性を排除できないため、総

図7-1 中皮腫の認定率の推移

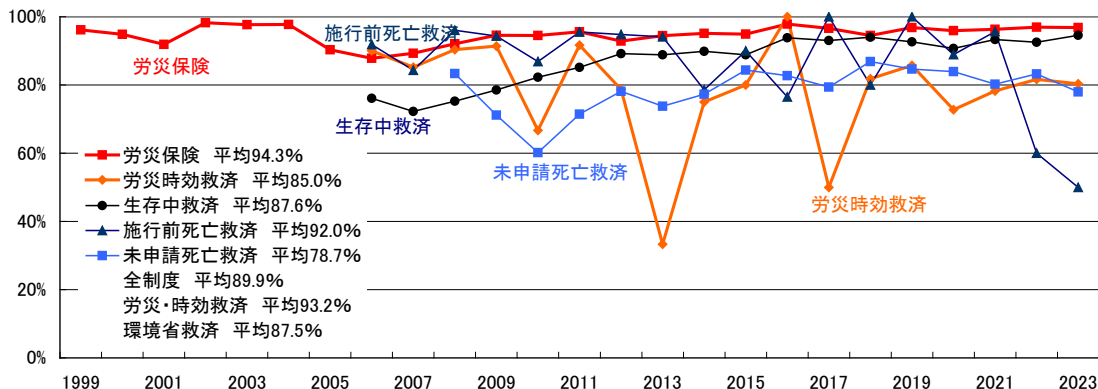
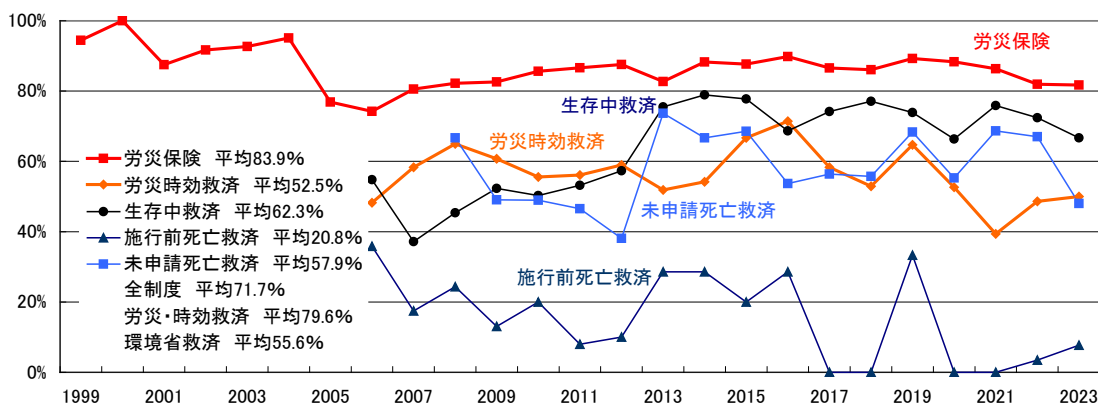


図7-2 肺がんの認定率の推移



決定件数として分母に含めたものである。「労災等支給」を理由した「取下げ」を除外することができれば、認定率はその分高くなる。

中皮腫の認定率は、2006～2023年度平均で、労災保険が94.3%でもっとも高く、施行前死亡救済92.0%、生存中救済87.6%、労災時効救済85.0%、未申請死亡救済76.7%と続いている。労災・時効救済93.2%、環境省救済87.5%、全体では89.9%である。

肺がんの認定率は、2006～2023年度平均で、労災保険の83.9%がもっとも高く、生存中救済62.3%、未申請死亡救済57.9%、労災時効救済52.5%、施行前死亡救済20.8%という順で、かなりの差がついている。また、環境省救済では取下げ件数もかなりの比率ある。労災・時効救済79.6%、環境省救済55.6%、全体では71.7%である。

石綿肺の認定率は、2010～2023年度平均で、労

災時効救済96.36%でもっとも高く、施行前死亡救済59.4%、生存中救済8.7%、未申請死亡救済5.6%と続く。環境省救済12.2%、全体では15.3%である(労災保険はデータがないので除いている)。

びまん性胸膜肥厚の認定率は、2010～2023年度平均で、労災時効救済100%でもっとも高く(ただし3件のみ)、労災保険が82.1%、施行前死亡救済55.0%、生存中救済33.5%、未申請死亡救済30.5%と続く。労災・時効救済82.1%、環境省救済33.1%、全体では57.8%である。

良性石綿胸水は、2004～2023年度平均で、労災保険が97.3%。労災時効救済は実績がなく、環境省救済の対象にはなっていない。

中皮腫の認定率は、環境省救済も労災・時効救済に比較的近いのに対して、他の疾病の認定率では、環境省救済が著しく低いことが明らかである。

図7-3 石綿肺・良性石綿胸水の認定率の推移

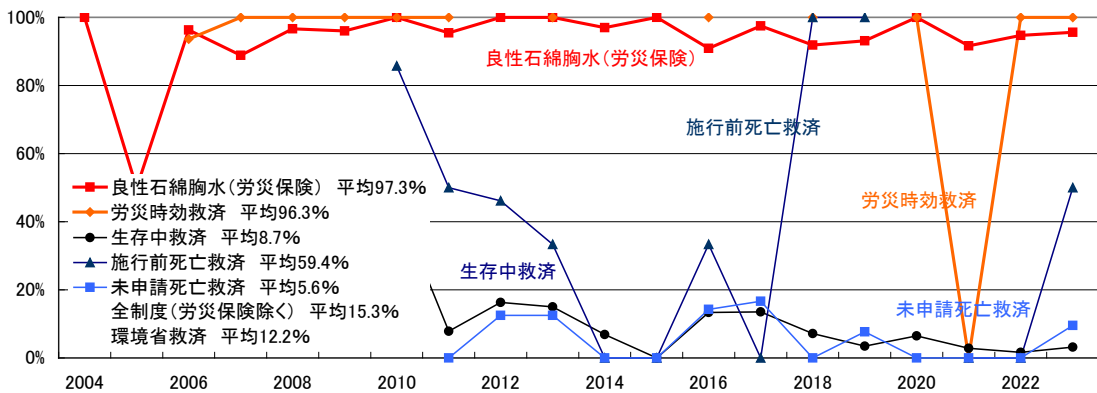
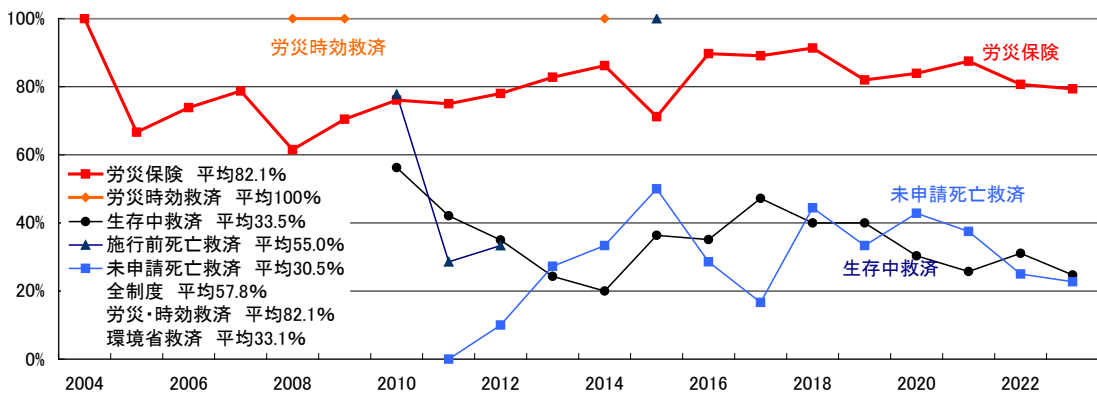


図7-4 びまん性胸膜肥厚の認定率の推移



## 労災の環境省救済への紛れ込み

環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18～令和4年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」には、曝露分類別の被認定者の状況が示されており、これは、アンケート回答の内容から、①職業曝露、②家庭内曝露、③施設立入等曝露、の順で優先してひとつに分類し、いずれにも該当しないものを、④環境曝露・不明に分類したと説明されている。2006～2022年度(2023年度ではないことに注意)の(重複分を含む)累計被認定者18,039人のうち、他法令でも認定された3,508人を除いた14,531人が調査対象で、アンケートに回答した12,377人についての状況である。

表10のとおり、曝露歴が「職業曝露」に分類さ

れるものが、中皮腫の場合で54.5%にもものぼることが明らかになっている。石綿肺がんの場合では91.5%、石綿肺とびまん性胸膜肥厚も含めた4疾病合計では60.3%である。このなかには労災補償等を受給する資格のあるものが環境省救済に「紛れ込んでいる」ことが強く疑われる。しかし、そのような事例の有無やどれくらいあるのか等が調査されたことはない。

そのような事例は、すでに救済給付を受けていたとしても、労災補償等の請求をすることが可能である。これまで「労災認定等との重複分」と言ってきたのは、まさにそのような事例のことである。

表11には、「環境省『石綿の健康リスク調査』関連地域(神奈川県横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県王寺町及び斑鳩町、福岡県北九州市門司区、佐

**特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証**

表10 環境省救済被認定者に関する曝露状況調査結果：曝露分類別

疾病/性別	中皮腫						肺がん					
	男性		女性		計		男性		女性		計	
職業曝露	5,179	69.1%	515	17.5%	5,694	54.5%	1,468	93.8%	41	48.2%	1,509	91.5%
家庭内曝露	38	0.5%	233	7.9%	271	2.6%	6	0.4%	9	10.6%	15	0.9%
施設立入等曝露	125	1.7%	80	2.7%	205	2.0%	10	0.6%	1	1.2%	11	0.7%
環境曝露・不明	2,158	28.8%	2,119	71.9%	4,277	40.9%	81	5.2%	34	40.0%	115	7.0%
計	7,500	100%	2,947	100%	10,447	100%	1,565	100%	85	100%	1,650	100%
疾病/性別	石綿肺+びまん性胸膜肥厚						四疾病合計					
	男性		女性		計		男性		女性		計	
職業曝露	255	94.4%	7	70.0%	262	93.6%	6,902	73.9%	563	18.5%	7,465	60.3%
家庭内曝露	2	0.7%	0	0.0%	2	0.7%	46	0.5%	242	8.0%	288	2.3%
施設立入等曝露	4	1.5%	0	0.0%	4	1.4%	139	1.5%	81	2.7%	220	1.8%
環境曝露・不明	9	3.3%	3	30.0%	12	4.3%	2,248	24.1%	2,156	70.9%	4,404	35.6%
計	270	100%	10	100%	280	100%	9,335	100%	3,042	100%	12,377	100%
回答者数と一人平均回答数											12,377	1.0

表11 環境省救済被認定者に関する曝露状況調査結果：健康リスク調査関連地域曝露分類別

疾病/性別	中皮腫									肺がん								
	男性			女性			計			男性			女性			計		
	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%
地域	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%
横浜市鶴見区	83	17	20.5%	29	27	93%	112	44	39.3%	25	1	4.0%	2	0	0.0%	27	1	3.7%
羽島市	17	9	52.9%	13	11	84.6%	30	20	66.7%	7	3	42.9%	3	2	66.7%	10	5	50.0%
大阪府泉南地域等	81	25	30.9%	63	42	66.7%	144	67	46.5%	25	5	20.0%	6	0	0.0%	31	5	16.1%
尼崎市	568	337	59.3%	365	322	88.2%	933	659	70.6%	66	19	28.8%	20	12	60.0%	86	31	36.0%
王子町・斑鳩町	27	18	66.7%	29	23	79.3%	56	41	73.2%	9	3	33.3%	4	3	75.0%	13	6	46.2%
北九州市門司区	21	5	23.8%	10	6	60.0%	31	11	35.5%	10	2	20.0%	2	1	50.0%	12	3	25.0%
鳥栖市	7	4	57.1%	6	3	50.0%	13	7	53.8%	0	0		0	0		0	0	
計	804	415	51.6%	515	434	84.3%	1,319	849	64.4%	142	33	23.2%	37	18	48.6%	179	51	28.5%
その他地域計	6,696	1,743	26.0%	2,432	1,685	69.3%	9,128	3,428	37.6%	1,423	48	3.4%	48	16	33.3%	1,471	64	4.4%
疾病/性別	石綿肺+びまん性胸膜肥厚									四疾病合計								
	男性			女性			計			男性			女性			計		
地域	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%
横浜市鶴見区	4	0	0.0%	0	0		4	0	0.0%	112	18	16.1%	31	27	87.1%	143	45	31.5%
羽島市	1	0	0.0%	0	0		1	0	0.0%	25	12	48.0%	16	13	81.3%	41	25	61.0%
大阪府泉南地域等	8	0	0.0%	2	0	0.0%	10	0	0.0%	114	30	26.3%	71	42	59.2%	185	72	38.9%
尼崎市	7	1	14.3%	1	0	0.0%	8	1	12.5%	641	357	55.7%	386	334	86.5%	1,027	691	67.3%
王子町・斑鳩町	1	1	100%	0	0		1	1	100%	37	22	59.5%	33	26	78.8%	70	48	68.6%
北九州市門司区	0	0		0	0		0	0		31	7	22.6%	12	7	58.3%	43	14	32.6%
鳥栖市	1	0	0.0%	0	0		1	0	0.0%	8	4	50.0%	6	3	50.0%	14	7	50.0%
計	22	2	9.1%	3	0	0.0%	25	2	8.0%	968	450	46.5%	555	452	81.4%	1,523	902	59.2%
その他地域計	220	10	4.5%	9	3	33.3%	229	13	5.7%	8,339	1,801	21.6%	2,489	1,704	68.5%	10,828	3,505	32.4%
合計															12,351	4,407	35.7%	

賀県鳥栖市)」の曝露分類別状況を示している。

「救済率」を都道府県別についてもみておこう。

**都道府県格差**

分子については、都道府県別の死亡年別の補償・救済件数が公表されていないため、労災補償件数は都道府県別データが入手可能な2003～

表12-1 中皮腫：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	東京	2,735	2,551	93.3%	59.0%	54.6%
2	大阪	3,258	2,880	88.4%	31.6%	50.0%
3	兵庫	2,838	2,495	87.9%	34.3%	46.3%
4	愛知	1,599	1,374	85.9%	31.1%	49.3%
5	富山	367	295	80.4%	33.2%	52.9%
	全国	32,997	25,291	76.6%	43.1%	48.7%
43	熊本	381	228	59.8%	43.9%	37.3%
44	三重	336	195	58.0%	62.1%	43.6%
45	岩手	250	141	56.4%	18.4%	27.7%
46	鹿児島	425	236	55.5%	18.6%	34.3%
47	沖縄	224	122	54.5%	44.3%	32.8%

表12-2 石綿肺がん：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	岡山	631	462	73.2%	91.5%	90.3%
2	長崎	642	366	57.0%	75.0%	85.2%
3	香川	288	161	55.9%	69.7%	83.9%
4	東京	2,735	1,506	55.1%	59.0%	87.3%
5	山口	543	254	54.2%	59.5%	87.8%
	全国	32,997	10,907	33.1%	43.1%	79.9%
43	宮崎	207	29	14.0%	20.6%	79.3%
44	山梨	165	21	12.7%	18.6%	71.4%
45	鳥取	124	15	12.1%	17.6%	86.7%
46	岩手	250	26	10.4%	18.4%	69.2%
47	鹿児島	425	44	10.4%	18.6%	40.9%

2023年度の労災保険認定件数、2006～2023年度の労災時効救済、生存中救済、施行前死亡救済、及び、2008～2023年度の未申請死亡救済件数の合計を用いた。環境省所管救済では、各年度の「労災等認定との重複分」も含めた認定件数を合算したうえで、当該期間の累計の重複件数を減じて、「機構のみ認定」件数を求めている。

1995～2002年度の労災保険認定件数については、都道府県別データが入手できないため含まれていない分過少評価になるが、その数は全国合計で、中皮腫206件、石綿肺がん138件である。一方で、時効救済・施行前死亡救済には、1995～2002年死亡事例も多数含まれているため、都道府県別データが入手可能な1995～2021年（暦年）の中皮腫死亡者数すべてを分母とすることが適当であると判断した。

したがって、1995～2023年の中皮腫死亡者数に対する、2003～2023年度に各制度から補償・救済を受けた者の割合として「救済率」を示したものである（表12-1・2及び表19-1～3）。中皮腫・石綿肺がんについて、全国平均とベスト5及びワースト5の都道府県の状況は、表12-1・2のとおりである。

中皮腫の「救済率」は、全国平均は76.6%であるが、最高の東京都93.3%から最低の沖縄県54.5%まで、1.6倍のばらつきがみられる。

石綿肺がんの「救済率」は、全国平均は33.1%であるが、最高の岡山県73.2%から最低の鹿児島県10.4%までの、中皮腫の場合よりもさらに大きな7.0倍ものばらつきがみられる。

この格差は、あまりにも大きすぎるだろう。これは、アスベスト被害とその補償・救済制度に対する周知・認識や、地方自治体をはじめとした関係者の取り組みのレベル等のばらつきを反映しているものと考えられるが、いまのうちに実効性のある対策を講じておかないと、自治体別格差がますます拡大していくことが懸念される。

なお、表12-1・2の「労災等」欄に示したのは、補償・救済合計に対する労災・時効救済の割合である。これもかなりのばらつきがみられる。

### 業種別では建設業が約半数

労災保険と労災時効救済の合計に係る業種別内訳として、表13に、2022年度分及び2007～2023年度累計の詳細な業種別の石綿関連疾患支給決定状況、また、表14-1に、建設業、製造業、その他の3分類で2006～2023年度の累計支給決定状況を示す（2006年度分については6つの業種別データしか示されていないため、表13では除いている）。表14-1の脚注に記したように、支給決定件数が判明しているのに業種別内訳が示されていない部分、支給決定件数そのものが公表されていない部分があることに留意されたい。

表14-1によれば、2006～2023年度の累計22,099件のうち、建設業が11,670件で52.8%、製造業が8,448件で38.4%、その他が1,941件で8.8%である。

表には示していないが、年度ごとの業種別内訳をみると、建設業が2007年度の47.2%から2023年

## 特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表13 業種別の石綿関連疾患支給決定状況(労災保険+労災時効救済)

	2023年度						2007～2023年度累計					
	中皮腫	肺がん	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	合計	中皮腫	肺がん	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	合計
<b>建設業</b>	472	344	44	9	52	921	5,308	4,100	491	216	450	10,565
舗装工事業(2023年度は道路新設事業)	1					1	4	1			1	6
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	324	244	28	6	33	635	3,870	2,967	348	158	313	7,656
既設建築物設備工事業	93	72	11	3	14	193	947	804	112	39	101	2,003
機械装置の組立て又は据付けの事業	10	6	1		2	19	137	129	9	8	15	298
水力発電施設、ずい道等新設事業						0	18		1			19
鉄道又は軌道新設事業						0	19	1				20
その他の建設事業	44	22	4		3	73	313	198	21	11	20	563
<b>鉱業</b>	0	0	0		1	1	17	7	1	0	1	26
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業					1	1	9	3	1		1	14
原油又は天然ガス鉱業						0	2	1				3
採石業						0	5	2				7
その他の鉱業						0	1	1				2
<b>製造業</b>	213	115	21	10	19	378	3,740	2,672	323	216	242	7,193
食料品製造業	2	1	1			4	18	14	6		3	41
繊維工業又は繊維製品製造業	7	5	1			13	113	121	21	9	7	271
木材又は木製品製造業	6	3		1		10	90	36	5	4		135
パルプ又は紙製造業	4	1	1			6	41	27	2	1		71
印刷又は製本業						0	3	1			1	5
化学工業	12	7	3		1	23	265	257	22	23	24	591
ガラス又はセメント製造業	7	1	1			9	80	66	9	3	3	161
コンクリート製造業		6	1			7	39	57	5	5	3	109
陶磁器製品製造業	1		1			2	18	6	1		1	26
その他の窯業又は土石製品製造業	8	10	4	2	3	27	244	324	102	26	49	745
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	12	9				21	203	134	3	11	11	362
非鉄金属精錬業	2	2				4	25	39	2	2		68
金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	4	1				5	40	21		1	5	67
鋳物業	4	3			1	8	39	37	1	3	1	81
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	25	5	2	1		33	302	142	20	10	8	482
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)						0	1	1			0	2
めっき業		1				1	4	6			0	10
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	20	7			2	29	407	184	17	14	11	633
電気機械器具製造業	12	2	1		1	16	155	57	8	3	11	234
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	26	5	2		1	34	522	167	33	14	14	750
船舶製造又は修理業	53	45	2	5	8	113	1,009	889	55	74	83	2,110
計量器、光学器械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2	1				3	11	7				18
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業						0	2	0				2
その他の製造業	6		1	1	2	10	109	79	11	13	7	219
<b>運輸業</b>	7	4	0	2	1	14	202	179	10	17	19	427
交通運輸事業	1					1	23	11	0		1	35
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	4	3		1	1	9	111	65	6	8	11	201
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1			1		2	17	37	2	5	3	64
港湾荷役業	1	1				2	51	66	2	4	4	127
<b>電気、ガス、水道又は熱供給の事業</b>	1	0	0	0	0	1	53	48	3	3	3	110
<b>その他の事業</b>	50	21	1	1	2	75	700	344	43	23	36	1,146
農業又は海面漁業以外の漁業						0	4					4
清掃、火葬又は畜の事業	2	2				4	29	20		1	1	51
ビルメンテナンス業	2					2	41	18	1	3	4	67
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1					1	11	7			1	19
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2					2	7	2			1	10
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	22	6			1	29	258	75	11	8	13	365
金融業、保険業又は不動産業	2					2	18	5		2		25
その他の各種事業	19	13	1	1	1	35	332	217	31	9	16	605
船舶所有者の事業	1	0	0	0	0	1	4	0	0	2	0	6
<b>合計</b>	<b>744</b>	<b>484</b>	<b>66</b>	<b>22</b>	<b>75</b>	<b>1,391</b>	<b>10,024</b>	<b>7,350</b>	<b>871</b>	<b>477</b>	<b>751</b>	<b>19,473</b>

表14-1 業種別の石綿関連疾患支給決定状況(労災保険+労災時効救済) 2006~2023年度累計

	中皮腫		肺がん		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
建設業	5,987	51.6%	4,526	53.8%	491	56.4%	216	45.3%	450	59.9%	11,670	52.8%
製造業	4,488	38.7%	3,219	38.3%	323	37.1%	216	45.3%	242	32.2%	8,488	38.4%
その他	1,120	9.7%	660	7.9%	57	6.5%	45	9.4%	59	7.9%	1,941	8.8%
計	11,595	100%	8,405	100%	871	100%	477	100%	751	100%	22,099	100%

判明している支給決定件数のうち、2006年度と2007年度分の中皮腫・肺がん以外の183件に係る業種別件数は公表されておらず、ここに含まれていない。また、判明している2005年度以前分の石綿関連疾患労災保険支給決定件数が1,580件あるが、この業種別内訳も公表されていないので、含まれていない。判明している2023年度までの支給決定件数総累計は、上記計22,099件に183+1,580=1,763件を足した23,862件である。

表14-2 環境省所管救済被認定者に関する曝露状況調査結果:産業別 2006~2022年度累計

疾病/性別	中皮腫						肺がん					
	男性		女性		計		男性		女性		計	
建設業	2,968	23.4%	253	6.0%	3,221	19.0%	1,103	41.9%	14	10.6%	1,117	40.4%
製造業	4,345	34.3%	1,563	36.8%	5,908	34.9%	813	30.9%	64	48.5%	877	31.7%
その他	5,364	42.3%	2,432	57.3%	7,796	46.1%	715	27.2%	54	40.9%	769	27.8%
計	12,677	100%	4,248	100%	16,925	100%	2,631	100%	132	100%	2,763	100%
疾病/性別	石綿肺+びまん性胸膜肥厚						四疾病合計					
	男性		女性		計		男性		女性		計	
建設業	221	43.4%	1	5.6%	222	42.1%	4,292	27.1%	268	6.1%	4,560	22.6%
製造業	158	31.0%	10	55.6%	168	31.9%	5,316	33.6%	1,637	37.2%	6,953	34.4%
その他	130	25.5%	7	38.9%	137	26.0%	6,209	39.3%	2,493	56.7%	8,702	43.0%
計	509	100%	18	100%	527	100%	15,817	100%	4,398	100%	20,215	100%
回答者数と一人平均回答数										10,603	1.9	100%

表14-3 補償・救済件数に元建設業従事者の占める割合に関する試算 2006~2023年度累計

	労災保険・労災時効救済		環境省所管救済		合計	
建設業	11,670	52.8%	6,661	43.0%	18,331	48.8%
計	22,099	100%	15,489	100%	37,588	100%

労災保険・労災時効救済については厚生労働省公表の業種別の支給決定状況により、環境省所管救済については環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18~令和4年度認定者に関するばく露調査報告書」による「43.0%」という割合を2006~2023年度の累計認定者数15,489人に適用した。

度の66.2%へと増加し続けていることが顕著で、製造業は2007年度の42.7%から2023年度27.2%へ、その他は10.1%から6.6%へと減少している。

他方、環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18~令和4年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」に、産業分類別状況も示されている。申請または死亡前の10年以前に所属した事業所(企業)を回答しており、複数回答可で、他法令でも認定された重複分を含む2006~2022年度累計被認定者18,039人のうち、回答者数10,603人、回答数20,215であった(1人平均1.9回答)。詳しい産業分類別で示されているが、表14-2に、建設業、製造業、その他の3分類で示した。

建設業が累計4,560で、回答数20,215に対する

割合は22.6%である。しかし、建設業に従事していたことのある場合、その期間中にアスベストに曝露した蓋然性が他の産業に比べて高いと考えてよいと思われる。したがって、回答者数10,603人に対する割合を計算すれば、43.0%となる。

2006~2023年度の重複分を除く環境省所管救済被認定者累計15,489人の43.0%は6,661人になる。これに前述の労災保険・労災時効救済を合わせると、2006~2023年度の補償・救済総累計認定者37,588人のうち18,331人(48.8%)が建設業従事経験ありという推計結果になった(表14-3)。

なお、「ばく露状況調査報告書」は、「建設業における特定の職歴がある者」についての状況も示しているため、参考にしていただきたい。



表15 環境省救済認定等の処理期間の状況

生存中救済の申請についての処理期間の状況

	2006年度			2023年度(括弧内は前年度実績)		
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	173	123	84	158	94(117)	42
追加資料が必要とされたもの		246	86	(162)	249(253)	(54)

施行前死亡救済の申請についての処理期間の状況

	2006年度			2023年度(括弧内は前年度実績)		
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	257	231	231	464	- (200)	186
追加資料が必要とされたもの		325	191	(279)	464(311)	(126)
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	146		-	206 (56)		-

未申請死亡救済の申請についての処理期間の状況

	2009年度			2023年度(括弧内は前年度実績)		
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	186	124	72	223	101(125)	51
追加資料が必要とされたもの		239	72	(190)	302(262)	(68)

注1) 医学的判定とは、審査分科会等を経て判定小委員会で審議したものである。

注2) 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。

注3) 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

注4) 新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。

「隙間ない/迅速な救済」実現いまだ

「迅速な救済」に関しては、環境再生保全機構が公表しているデータ(表15)しかないが、「迅速な救済」が実現できているとは言えない。厚生労働省は速やかに情報を公表すべきである。

「隙間ない救済」も「迅速な救済」もいまだ実現されているというにはほど遠いと言わざるを得ない。うえに、給付水準・内容の格差をはじめ、他にも様々な課題が山積みという状況が続いている。

あらためて「隙間ない/迅速な救済」目標の再確認と実現に向けた実効性のある諸施策の確立が求められていることを強調しておきたい。

建設アスベスト訴訟に対する最高裁の判断を踏まえて「建設アスベスト被害給付金」制度が設立され、運用がはじまっている。表16にこれまでの認定実績を示した。

補償・救済給付の著しい「格差」

労災保険では、療養補償給付によって自己負担なく治療が受けられ、また、療養のために労働することができず賃金が受けられなければ、特別支給金と合わせて平均賃金の80%の休業補償給付が、必要な期間だけ支給される。さらに、死亡した場合には、遺族に対して遺族補償給付も支給される。データは公表されていないが、平均で、1年と少しの休業で休業補償給付は300万円を超えるだろう。

療養者が当該業務上疾病により死亡したときには、死亡の当時生計を同じくしていた遺族がいる場合には遺族の人数等に応じて平均賃金の175~245日分の遺族補償年金等、または、生計を同じくしていた遺族がいなかった場合には1,000日分の遺族補償一時金等が支給される。

労災時効救済(特別遺族給付金)では、遺族の

表16 建設アスベスト給付金審査結果

	審査 件数	認定相当								不認定 相当	保留	無効
		中皮腫	肺がん	びまん性 胸膜肥厚	石綿肺	良性石 綿胸水	合計	内短期 曝露	内喫煙 肺がん			
2022/2/25	86	58	19	2	7	0	86	10	18	0	0	0
2022/3/28	122	63	42	7	7	2	121	13	41	0	1	0
2022/4/25	123	63	50	4	5	1	123	20	48	0	0	0
2022/6/22	257	130	98	11	11	4	254	25	92	0	1	2
2022/7/13	263	125	107	11	17	3	263	31	103	0	0	0
2022/8/31	326	172	113	16	21	3	325	38	106	0	0	1
2022/9/22	336	165	131	9	18	6	329	43	122	0	4	3
2022/10/18	340	176	118	18	16	9	337	28	111	0	2	1
2022/11/24	345	172	123	16	26	5	342	39	118	0	0	3
2022/12/20	346	191	116	8	19	4	338	39	106	2	0	6
2023/1/26	349	177	114	8	30	11	340	32	107	0	3	6
2023/2/21	355	144	153	16	28	6	347	49	148	0	5	3
2023/3/22	359	175	142	11	19	6	353	36	133	0	3	3
2023/4/27	358	169	144	14	15	5	347	42	134	1	4	6
2023/5/31	364	202	121	14	16	3	356	36	109	5	2	1
2023/6/30	358	188	116	14	27	2	347	39	105	7	0	4
2023/7/28	338	168	116	23	13	6	326	42	107	8	0	4
2023/8/30	310	137	120	10	23	6	296	39	108	8	1	5
2023/9/28	273	132	93	10	18	5	258	21	90	5	3	7
2023/10/26	254	112	103	9	12	2	238	25	95	7	4	5
2023/11/21	255	119	96	11	10	0	236	19	87	7	4	8
2023/12/22	247	126	88	5	11	3	233	16	82	11	1	2
2024/1/30	187	91	61	6	8	5	171	14	58	9	2	5
2024/2/21	162	64	65	6	12	1	148	20	62	11	1	2
2024/3/22	151	59	61	7	8	2	137	17	58	9	3	2
2024/4/26	151	63	57	6	13	1	140	15	55	8	2	1
2024/5/22	131	64	40	6	6	1	117	10	36	9	2	3
2024/6/27	135	62	45	4	7	2	120	11	38	8	3	4
2024/7/24	152	68	54	9	7	3	141	16	49	10	0	1
2024/8/29	155	81	46	6	7	1	141	8	44	8	4	2
2024/9/27	148	72	52	4	3	3	134	12	48	10	0	4
2024/10/23	139	56	47	5	16	1	125	12	45	12	2	0
2024/11/21	132	63	39	7	4	0	113	8	37	14	2	3
2024/12/18	133	51	49	6	8	3	117	18	45	16	0	0
合計	8,140	3,958	2,939	319	468	115	7,799	843	2,745	185	59	97

人数等に応じて240～330万円の特別遺族年金、または、年金受給権者がいない場合には1,200万円の特別遺族一時金が支給される。

労災保険給付も、若年時にアスベストに曝露した場合や特別加入者等で非常に低額になっている場合があるなど、改善の課題があるが、もっとも重要な問題は、環境省救済給付の「格差」である。

環境再生保全機構が毎年公表している「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」は、「救済給付支給状況」に関するデータも含まれている。最新の令和5年版を使って、2006～2023年度の救済給付の支給実績について検討した(表17)。

具体的には、救済給付の種類-医療費(A)、療養手当(B)、葬祭料(C)、特別遺族給付金・特別

表17 環境省救済給付支給実績の試算(2006～2023年度累計)

	合計支給額			医療費+療養手当(A+B)			葬祭料(C)			救済給付調整金(E)		
	認定者数	金額(億円)	平均額(万円)	認定者数	金額(億円)	平均額(万円)	受給者数	金額(億円)	平均額(万円)	受給者数	金額(億円)	平均額(万円)
生存中救済	13,339	513.7	385.1	13,339	418.3	313.6	8,309	16.5	19.9	4,969	78.9	158.7
調整金支給者…②	4,969	149.0	299.9	4,969	60.3	121.3	4,969	9.9	19.9	4,969	78.9	158.7
それ以外(死亡)…③A	5,132	364.7	435.7	5,132	358.0	427.7	3,340	6.6	19.9			
それ以外(生存)…③B	3,238			3,238								
死亡後救済…①	5,842	172.5	295.3									
施行前死亡救済	3,683	172.5	295.3									
未申請死亡救済	2,159											
合計	19,181	686.2	357.8				5,761	172.5	299.5			

葬祭料(D)、救済給付金(E)－別の件数と金額が、年度別に示されている。このうち、C、D、Eについては、件数を受給者数と考えてよいだろう。

死亡後救済で支給されるのは、特別遺族給付金・特別葬祭料(D=299.9万円)だけである。特別遺族給付金・特別葬祭料(D)の累計支給実績は、5,761件、172.5億円とされ、1件当たり平均支給額を計算すると299.5万円である。299.9万円よりも少ないのは、特別葬祭料を受給しなかった事例があるのかもしれない。一方、施行前死亡救済3,683件と未申請死亡救済2,159件の合計は5,842件なので、5,841-5,761=80件は、理由はわからないが、救済給付を受給しなかったものと思われる。仮に、166.6億円が死亡後救済事例5,842件(累計19,181件の30.5%-①)に対して支給されたものとして、1件当たり平均支給額を計算すると合計295.3万円となる。

生存中救済では、医療費(A)、療養手当(B)、葬祭料(C)、救済給付調整金(F)が支給される可能性がある。救済給付調整金は、療養者が死亡し、支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族甲慰金の額(すなわち280万円)に満たない場合に、特別遺族甲慰金の額から当該合計額を控除した額が支給されるものである。すなわち、救済給付調整金が支給された場合には、A+B+Eを合わせて280万円が支給され、C(19.9万円)も支給されれば、合計299.9万円になるということである。

救済給付調整金(E)の支給実績は、4,969件、78.9億円とされている。1件当たり平均支給額を計算すると158.7万円である。この4,969件は、A+B+

Eを合わせて280万円受給しているはずである。逆算して、 $(280-158.7=121.3万円) \times 4,969=60.3億円$ が、救済給付調整金支給事例に対して支給された医療費(A)と療養手当(B)の合計金額と推計できる。さらに、全事例に葬祭料(C)も支給されたとすれば、その合計金額は、 $19.9万円 \times 4,969=9.9億円$ 。救済給付調整金支給事例4,969件(累計19,181件の25.9%-②)に対する合計支給金額は、78.9億円(E)+60.3億円(A+B)+9.9億円(C)=149.0億円と推計され、1件当たり平均支給額は当然合計299.9万円である。

他方、医療費(A)の支給実績は83.2億円、療養手当(B)は3335.0億円、A+Bで418.3億円とされているので、救済給付調整金支給事例に支給した60.3億円を差し引いた残額は358.0億円。この金額が、生存中救済13,339件から救済給付調整金支給事例4,969件を差し引いた8,370件(累計19,181件の43.7%-③A+③B)に対して支給されたものと推計することができる。1件当たり平均支給額を計算すると合計435.7万円となる。

「統計資料」の「療養者に係る死亡年別・認定疾病別・性別認定状況」から、生存中救済のうち、2023年度末時点までに死亡したものが累計10,101人であったことがわかる。救済給付調整金支給事例4,969件は「死亡事例」であるので、 $10,101-4,969=5,132$ 件(累計19,181件の26.8%-③A)が、救済給付調整金支給対象以外の「死亡事例」となり、また、両者を生存中救済累計13,339件から差し引いた3,238件(累計19,181件の16.9%-③B)が

表18 認定・公表事業場数経年推移

公表時	公表認定年度	認定事業場	内公表事業場	内事業場不明	内特別加入者(一人親方)	公表割合	建設業以外(第1表)	建設業以外(新規)	建設業(第2表)	建設業(新規)	建設業の割合	合計(公表事業場数)	新規合計
2009/12/3	2008	1,043	977	16	50	94%	483	303	494	456	51%	977	759
2010/11/24	2009	1,053	999	20	34	95%	476	301	523	486	52%	999	787
2011/11/29	2010	942	887	11	44	94%	419	250	468	440	53%	887	690
2012/11/28	2011	1,005	936	13	56	93%	427	240	509	457	54%	936	697
2013/12/10	2012	1,129	1049	17	63	93%	473	286	576	525	55%	1049	811
2014/12/17	2013	1,005	957	1	47	95%	426	228	531	483	55%	957	711
2015/12/16	2014	994	939	3	52	94%	404	229	535	481	57%	939	710
2016/12/20	2015	975	919	7	49	94%	427	248	492	448	54%	919	696
2017/12/20	2016	969	895	14	60	92%	381	197	514	451	57%	895	648
2018/12/19	2017	941	879	6	56	93%	390	206	489	430	56%	879	636
2019/12/18	2018	1,003	927	11	65	92%	388	198	539	477	58%	927	675
2020/12/16	2019	1,073	992	10	71	92%	393	217	599	532	60%	992	749
2021/12/15	2020	981	910	8	63	93%	399	220	511	448	56%	910	668
2022/12/22	2021	1,033	967	6	60	94%	364	188	603	527	62%	967	715
2023/12/13	2022	1,215	1,133	4	78	93%	408	211	725	649	64%	1,133	860
2024/12/11	2023	1,318	1,233	0	85	94%	408	230	825	745	67%	1,233	975

「生存事例」ということになる。

葬祭料(C)の支給実績は、8,309件、16.5億円とされているので、救済給付調整金支給事例に支給されたものと仮定した4,969件(推計)、9.4億円を差し引くと、8,309-4,969=3,340件に16.5-9.4=6.6億円が支給されたことになる。1件当たり平均支給額は19.9万円である。生存中救済で救済給付調整金支給対象以外の「死亡事例」5,132件のうち、葬祭料が支給されたのは3,087件のみで、5,132-3,340=1,792件には支給されなかったということになる。

③に支給された金額の内訳についてそれ以上の分析はできないので、医療費+療養手当(A+B)358.0億円と葬祭料(C)6.6億円を合わせた364.6億円を5,132+3,238=8,370件で単純に割ると、1件当たり平均支給額は合計435.6万円という計算になる。

①と②を合わせた58.4%が総額で300万円弱しか支給されず、残る③A+③Bを合わせた42.6%に対する総支給額が単純平均で合計435.6万円という結果である。

以上を要約して示したのが表17で、ゴチック体の部分が「統計資料」に記載されている件数と金額、その他は推計結果ということである。なお、累計認

定19,181件の19.2%に相当する3,692件が、労災認定等との重複分であることに留意する必要がある。

労災・時効救済との「格差」を埋めることは、すべての被害者・家族の切実な要望である。

## 認定事業場データベース

なお、厚生労働省は例年どおり2023年12月11日に、「令和5年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」も公表した。今回は、1,233事業場(建設業以外408+建設業825)が対象となり、うち新規公表975事業であった。過去の労災認定等事業場公表の経年推移は表18のとおりである。

全国安全センターでは、これらのデータを事業場名、作業内容、所在地などのキーワードで検索できるデータベースにして提供してきた。以下で、今回公表の最新データも含めてデータベースを更新しているので、活用していただきたい。

○建設業以外・船員

<https://joshrc.net/ippan>

○建設業

<https://joshrc.net/kensetsu>



## 特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表19-1 都道府県別補償・救済状況(2023年度)(労災等重複含む)

	制度別補償・救済状況					疾病別補償・救済状況					合計	順位	中皮腫 死亡者 2022年	順位	
	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	良性石 綿胸水					
北海道	72	11	41		6	88	36	3	2	1	130	5	105	5	
青森	7	1	7			6	7		2		15	38	12	30	
岩手	3	4	9			14	2				16	36	16	24	
宮城	15	2	20		2	20	19				39	17	22	19	
秋田	8	1	8		4	13	7		1		21	29	12	31	
山形	7		6		4	15	2				17	35	5	46	
福島	16	1	8		6	23	5	1	2		31	22	12	32	
茨城	13	2	23		6	27	11		6		44	14	29	14	
栃木	13	2	11		2	18	7	2		1	28	23	16	25	
群馬	9	2	7		4	20	1	1			22	28	14	29	
埼玉	45	2	46	1	18	75	31	1	5		112	7	74	7	
千葉	27	3	43	1	7	49	25		7		81	9	59	9	
東京	206	40	75		19	197	106	20	16	1	340	1	136	2	
神奈川	84	14	58		18	107	53	6	7	1	174	4	125	3	
新潟	20	4	5		3	22	5	4	1		32	20	27	16	
富山	11		8		2	17	4				21	30	7	40	
石川	6	1	5		2	8	4	1	1		14	39	16	26	
福井	7		4		1	8	4				12	41	5	47	
山梨	5		3		3	5	5		1	1	11	44	7	41	
長野	20	3	15		6	22	16	1	4		44	15	18	23	
岐阜	12	2	19		6	29	8	1	1		39	18	22	20	
静岡	24	1	27		6	41	16		1	2	58	11	51	11	
愛知	54	9	50		7	88	27	5			122	6	99	6	
三重	10	2	6		4	12	8				20	33	16	27	
滋賀	12	2	11		2	18	5	2	2		27	24	10	35	
京都	14	1	15		2	18	11	2	1	2	32	21	20	21	
大阪	133	14	103		20	192	57	9	10	1	270	2	169	1	
兵庫	71	5	83	3	13	121	46	1	6	1	175	3	114	4	
奈良	7		15		1	18	3		1	1	23	27	29	15	
和歌山	15	2	4			13	6		1	2	21	31	11	34	
鳥取	9		2		1	6	4				12	42	7	42	
島根	6		2		1	4	5				9	45	7	43	
岡山	34	3	10		6	24	25		4	1	53	13	23	18	
広島	56	3	19		3	41	34		5		81	10	54	10	
山口	25	3	10	1	2	23	12	2	4		41	16	30	13	
徳島	9	2	5			12	4				16	37	7	44	
香川	13	0	8			14	4	3			21	32	10	36	
愛媛	15	3	8			18	7	1			26	26	15	28	
高知	6		2		1	8	1				9	46	7	45	
福岡	39	6	43		8	66	26	1	2	1	96	8	60	8	
佐賀	5		7			9	2	1			12	43	9	37	
長崎	37		17		2	26	22	2	1	5	56	12	27	17	
熊本	12	4	19		3	25	8		4	1	38	19	20	22	
大分	5		5		3	10	3				13	40	9	38	
宮崎	4		5			8	1				9	47	9	39	
鹿児島	6	1	18		2	20	7				27	25	31	12	
沖縄	5	3	9		2	14	2	1	2		19	34	12	33	
不詳等			0												
合計	1,232	159	924	6	208	1,632	704	71	100	22	2,529		1,595		

表19-2 都道府県別補償・救済状況(2023年度末時点、入手可能全データ累計)(労災等重複除く)

	制度別補償・救済状況					疾病別補償・救済状況					合計	順位	中皮腫 死亡者 1995～	順位
	労災 保険 2003～	労災時 効救済 2006～	生存中 救済 2006～	施行前 死亡救済 2006～	未申請 死亡救済 2008～	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	良性石 綿胸水				
北海道	1,274	97	360	130	66	1,308	534	27	37	21	1,927	5	1,714	5
青森	83	7	74	23	8	131	47	6	7	4	195	36	204	39
岩手	53	8	68	26	17	141	26	3	2		172	41	250	34
宮城	306	20	184	61	30	382	179	7	15	18	601	15	479	18
秋田	53	2	54	34	11	116	32	1	5		154	42	181	41
山形	100	9	62	17	13	124	59	8	8	2	201	35	176	42
福島	189	16	79	46	30	271	69	7	11	2	360	25	446	21
茨城	208	16	203	59	38	360	129	7	25	3	524	19	551	15
栃木	107	13	117	38	31	209	81	11	4	1	306	30	313	30
群馬	94	13	128	55	30	244	57	14	4	1	320	29	331	29
埼玉	670	64	605	189	117	1,093	465	37	42	8	1,645	7	1,676	6
千葉	566	34	482	131	81	778	445	11	47	13	1,294	10	1,185	9
東京	2,884	217	900	287	200	2,551	1,506	246	156	29	4,488	1	2,735	3
神奈川	1,738	200	656	235	139	1,745	988	108	90	37	2,968	4	2,393	4
新潟	311	35	118	53	36	375	155	12	8	3	553	17	541	17
富山	253	21	89	49	15	295	98	9	13	12	427	22	367	26
石川	112	11	66	29	11	177	40	2	6	4	229	34	271	33
福井	105	6	54	15	4	126	37	7	7	7	184	40	162	44
山梨	49	5	54	16	13	113	21	2	1		137	45	165	43
長野	199	18	126	33	26	259	115	13	11	4	402	24	414	23
岐阜	218	19	172	50	36	355	108	23	8	1	495	20	465	19
静岡	464	34	252	103	58	669	186	32	17	7	911	13	878	11
愛知	974	98	583	120	99	1,374	427	16	27	30	1,874	6	1,599	7
三重	202	9	84	23	13	195	121	8	4	3	331	28	336	27
滋賀	168	14	116	37	13	248	85	9	2	4	348	26	334	28
京都	290	30	164	71	30	404	159	10	10	2	585	16	587	14
大阪	2,142	238	1,147	331	193	2,880	910	130	102	29	4,051	2	3,258	1
兵庫	1,709	229	1,095	319	126	2,495	857	22	59	45	3,478	3	2,838	2
奈良	236	21	196	56	25	335	144	29	14	12	534	18	452	20
和歌山	133	12	66	28	20	167	78	6	6	2	259	32	232	35
鳥取	51	2	30	21	2	85	15	4		2	106	47	124	47
島根	80	9	42	12	9	93	51	3	3	2	152	44	149	46
岡山	785	46	137	79	32	505	462	11	55	46	1,079	11	631	13
広島	1,092	99	199	94	37	927	507	17	37	33	1,521	9	1,182	10
山口	478	45	144	43	27	427	254	12	31	13	737	14	543	16
徳島	72	7	47	19	9	122	28	4			154	43	184	40
香川	256	30	94	25	19	231	161	13	7	12	424	23	288	31
愛媛	299	27	98	37	21	294	163	12	5	8	482	21	412	24
高知	51	4	37	24	8	99	24	1			124	46	157	45
福岡	844	60	420	123	98	1,059	396	30	37	23	1,545	8	1,409	8
佐賀	87	13	58	29	7	137	39	10	5	3	194	37	210	37
長崎	655	69	128	48	26	488	366	34	19	19	926	12	642	12
熊本	148	10	129	34	26	228	101	2	11	5	347	27	381	25
大分	140	9	51	23	13	173	54	2	6	1	236	33	278	32
宮崎	77	6	60	35	8	141	29	8	4	4	186	39	207	38
鹿児島	94	12	131	38	16	236	44	2	7	2	291	31	425	22
沖縄	74	25	47	34	12	122	54	9	7		192	38	224	36
不詳等	7		1	1		4	1	4			9		18	
合計	21,180	1,989	10,207	3,383	1,899	25,291	10,907	1,001	982	477	38,658		32,997	

## 特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表19-3 中皮腫・肺がんの救済率(都道府県別)(労災等重複除く、10万人当は2010年人口比)

	中皮腫死亡者数(1995~2023年)						中皮腫補償・救済(~2023年度)				肺がん補償・救済(~2023年度)				肺がん/ 中皮腫
	合計	年平均	順位	10万人当	対全国均比	順位	合計	救済率	順位	労災等割合	合計	救済率	順位	労災等割合	
北海道	1,714	59.1	5	1.073	120.8%	9	1,308	76.3%	13	62.8%	534	31.2%	16	88.2%	40.8%
青森	204	7.0	39	0.512	57.7%	47	131	64.2%	36	34.4%	47	23.0%	32	66.0%	35.9%
岩手	250	8.6	34	0.648	72.9%	38	141	56.4%	45	27.7%	26	10.4%	46	69.2%	18.4%
宮城	479	16.5	18	0.703	79.2%	33	382	79.7%	8	43.2%	179	37.4%	10	69.3%	46.9%
秋田	181	6.2	41	0.575	64.7%	42	116	64.1%	37	29.3%	32	17.7%	37	50.0%	27.6%
山形	176	6.1	42	0.519	58.4%	46	124	70.5%	23	41.9%	59	33.5%	14	71.2%	47.6%
福島	446	15.4	21	0.758	85.3%	26	271	60.8%	42	49.8%	69	15.5%	39	73.9%	25.5%
茨城	551	19.0	15	0.640	72.0%	39	360	65.3%	32	35.8%	129	23.4%	30	53.5%	35.8%
栃木	313	10.8	30	0.538	60.5%	45	209	66.8%	29	29.7%	81	25.9%	27	56.8%	38.8%
群馬	331	11.4	29	0.568	64.0%	43	244	73.7%	19	23.8%	57	17.2%	38	59.6%	23.4%
埼玉	1,676	57.8	6	0.803	90.4%	19	1,093	65.2%	35	32.9%	465	27.7%	22	66.7%	42.5%
千葉	1,185	40.9	9	0.657	74.0%	37	778	65.7%	31	31.9%	445	37.6%	9	68.1%	57.2%
東京	2,735	94.3	3	0.717	80.7%	30	2,551	93.3%	1	54.6%	1,506	55.1%	4	87.3%	59.0%
神奈川	2,393	82.5	4	0.912	102.6%	13	1,745	72.9%	20	50.9%	988	41.3%	7	85.0%	56.6%
新潟	541	18.7	17	0.786	88.4%	23	375	69.3%	24	51.7%	155	28.7%	18	84.5%	41.3%
富山	367	12.7	26	1.158	130.3%	6	295	80.4%	5	52.9%	98	26.7%	25	88.8%	33.2%
石川	271	9.3	33	0.799	89.9%	21	177	65.3%	33	45.2%	40	14.8%	42	82.5%	22.6%
福井	162	5.6	44	0.693	78.0%	34	126	77.8%	11	50.8%	37	22.8%	33	70.3%	29.4%
山梨	165	5.7	43	0.659	74.2%	36	113	68.5%	27	32.7%	21	12.7%	44	71.4%	18.6%
長野	414	14.3	23	0.663	74.7%	35	259	62.6%	39	42.9%	115	27.8%	21	71.3%	44.4%
岐阜	465	16.0	19	0.771	86.7%	24	355	76.3%	12	38.0%	108	23.2%	31	69.4%	30.4%
静岡	878	30.3	11	0.804	90.5%	18	669	76.2%	14	46.3%	186	21.2%	34	73.1%	27.8%
愛知	1,599	55.1	7	0.744	83.7%	27	1,374	85.9%	4	49.3%	427	26.7%	24	78.0%	31.1%
三重	336	11.6	27	0.625	70.3%	41	195	58.0%	44	43.6%	121	36.0%	11	91.7%	62.1%
滋賀	334	11.5	28	0.816	91.9%	16	248	74.3%	17	44.0%	85	25.4%	28	69.4%	34.3%
京都	587	20.2	14	0.768	86.4%	25	404	68.8%	25	42.3%	159	27.1%	23	81.8%	39.4%
大阪	3,258	112.3	1	1.267	142.6%	5	2,880	88.4%	2	50.0%	910	27.9%	20	79.3%	31.6%
兵庫	2,838	97.9	2	1.751	197.1%	1	2,495	87.9%	3	46.3%	857	30.2%	17	78.8%	34.3%
奈良	452	15.6	20	1.113	125.2%	8	335	74.1%	18	32.5%	144	31.9%	15	67.4%	43.0%
和歌山	232	8.0	35	0.798	89.9%	22	167	72.0%	21	39.5%	78	33.6%	13	83.3%	46.7%
鳥取	124	4.3	47	0.726	81.7%	28	85	68.5%	26	40.0%	15	12.1%	45	86.7%	17.6%
島根	149	5.1	46	0.717	80.6%	31	93	62.4%	40	47.3%	51	34.2%	12	74.5%	54.8%
岡山	631	21.8	13	1.119	125.9%	7	505	80.0%	7	60.4%	462	73.2%	1	90.3%	91.5%
広島	1,182	40.8	10	1.425	160.3%	3	927	78.4%	10	72.1%	507	42.9%	6	87.8%	54.7%
山口	543	18.7	16	1.290	145.2%	4	427	78.6%	9	61.8%	254	46.8%	5	84.3%	59.5%
徳島	184	6.3	40	0.808	91.0%	17	122	66.3%	30	45.1%	28	15.2%	41	71.4%	23.0%
香川	288	9.9	31	0.997	112.2%	10	231	80.2%	6	52.4%	161	55.9%	3	83.9%	69.7%
愛媛	412	14.2	24	0.993	111.7%	11	294	71.4%	22	58.8%	163	39.6%	8	82.2%	55.4%
高知	157	5.4	45	0.709	79.7%	32	99	63.1%	38	37.4%	24	15.3%	40	70.8%	24.2%
福岡	1,409	48.6	8	0.958	107.8%	12	1,059	75.2%	16	49.7%	396	28.1%	19	76.5%	37.4%
佐賀	210	7.2	37	0.852	95.9%	15	137	65.2%	34	42.3%	39	18.6%	36	71.8%	28.5%
長崎	642	22.1	12	1.551	174.6%	2	488	76.0%	15	70.7%	366	57.0%	2	85.2%	75.0%
熊本	381	13.1	25	0.723	81.4%	29	228	59.8%	43	37.3%	101	26.5%	26	59.4%	44.3%
大分	278	9.6	32	0.801	90.1%	20	173	62.2%	41	57.2%	54	19.4%	35	77.8%	31.2%
宮崎	207	7.1	38	0.629	70.8%	40	141	68.1%	28	31.9%	29	14.0%	43	79.3%	20.6%
鹿児島	425	14.7	22	0.859	96.7%	14	236	55.5%	46	34.3%	44	10.4%	47	40.9%	18.6%
沖縄	224	7.7	36	0.554	62.4%	44	122	54.5%	47	32.8%	54	24.1%	29	85.2%	44.3%
不詳等	18	0.6					4			50.0%	1			100%	25.0%
合計	32,997	1,137.8		0.889	100%		25,291	76.6%		48.7%	10,907	33.1%		79.9%	43.1%